

# 第61回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

平成26年9月24日(水曜日)

出席議員  (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（石黒永剛君） おはようございます。

議員各位には、早朝よりおそろいでご出席を賜り、ありがとうございます。

彼岸の中日を迎えますと、収穫を終えた田んぼも見受けられるようになり、一層深めく秋を感じます。

本日、明日の2日間は、一般質問であります。佐用チャンネルを通じて町民の皆さんにお届けされます。

高い見識からの質疑でありますように期待いたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、5名の傍聴の申し込みがあります。庁舎増築工事のため臨時の傍聴席となっておりますが、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようお願いいたします。

また、今定例会より傍聴席に閲覧用の一般質問一覧表及び通告書を配備しておりますのでご活用ください。

それでは、直ちに日程に入ります。

---

### 日程第1．一般質問

議長（石黒永剛君） 日程第1は、一般質問であります。9名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名いたします。

なお、今定例会から一般質問における議員の質問時間を30分以内といたします。質問と答弁と合わせた時間は、従来どおりの1時間を目途に進行しますので、議員、当局ともに簡潔明瞭な発言につとめていただきますよう、ご協力お願いいたします。

それでは、まず初めに7番、岡本義次君の発言を許可します。

〔7番 岡本義次君 登壇〕

7番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。7番議席、岡本義次でございます。

秋もだいぶ深まり朝晩は、めっきり涼しくというか寒くなるような時もあります。全国各地で豪雨が降りまして、広島、丹後のほうとか福知山、東京でも大雨が降っております。

台風16号が接近し、温帯低気圧に変わったとはいえ、日本へ向かってやってきておりますので大雨が降らなければと思っております。

本日は、3件の一般質問をさせていただきます。1件につきましては、ふるさと応援寄附金、この場からの質問といたします。

2件目の空き家の撤去の支援について、3件目、消防・防火用水については議員席からの質問とさせていただきます。

それでは、ふるさと応援寄附金につきまして、ふるさと応援寄附金は、今回、地方にとって、大変有利な改正になりました。

そこで、次のことを町長に伺います。

一つ、昨年、当町において何件、幾らの応援金があったのでしょうか。

一つ、町民に、広報なり佐用チャンネルで周知しておりますけれど、さらに、今後の展開として、どのような格好でしていくのでしょうか。

一つ、役場職員、議員も含めて、兄弟とか、子供たちが町外に出て、働きに出ております。その子供たちや兄弟に呼びかけて、協力をお願いすることによって、佐用町の税収が増えるということになります。そのようなことを、どのように思いますか。

一つ、昨年と比べて、少しでも多くなるように努力目標を掲げますか、という4点の質問といたします。

この場からの質問といたします。

議長（石黒永剛君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めましておはようございます。

本議会におきます一般質問、今日、明日にかけまして、9名の議員の皆さんから質問の通告をいただいております。それぞれ、私なりに、できる限り精一杯お答えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、岡本義次議員からのご質問であります、ふるさと応援寄附金についてのご質問からお答えをさせていただきます。

ふるさと応援寄附金については、新聞等で改正が報道をされておりますけれども、実際には、まだ、何も決まっております。岡本議員は、改正がされたというふうに、今、質問されておりますけれども、まだ、詳細についても分かっておりません。

今後、この制度が改正されれば、それに応じて対応を考えていきたいというふうに思っております。

とりあえず、1点目の、現在までの取り組みについてお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年、佐用町におきまして何件、幾らの、この金額の応援があったのかというご質問でございますが、139名の方から482万6,845円の寄附金をいただいております。そのうち、高額寄附金をいただいている方の内訳は、100万円の寄附をしていただいた方が1名、50万円が3人、20万円が1人、10万円が1人というふうになっておりまして、1万円から3万円の間というのが大半であります。

2点目の広報で町民にも周知しているが、さらに、今後展開していくのかというご質問でございますが、町民の方には、広報や佐用チャンネルを通して周知しているところであります。また、町ホームページにおきましては、ふるさと応援寄附金のサイトへの情報提供などを通して、町外の方へも広く周知を図っているところでございます。

また、寄附をしていただく時にアンケートを取り、翌年もふるさと応援寄附金の案内を送付することに同意をいただいている方には、引き続き応援寄附金のご協力を呼びかけております。

なお、寄附をいただく時には、寄附金をどのような方面に使ってほしいかの希望をお聞きしております。

昨今、ふるさと納税制度の寄附者に日本酒や米、和牛肉などを贈り、寄附特典を専門で取り扱う雑誌やインターネットサイトに掲載するという方法でPRする自治体が増えておりますけれども、このふるさと応援寄附金、この制度本来の趣旨である自分のふるさとを応援しようという趣旨からは外れてしまい、景品だけを目当てにされ、何かこう行き過ぎ

ているのではないかというような感じを私はいたしております。

また、多額の経費をかけて、この記念品を贈るということにつきまは、寄附者が希望していただく使途に使える金額が減少することになりますので、佐用町といたしましては、1万円以上の寄附をいただいている方に2,500円程度の特産品をお礼として送付をさせていただいております。

次に、3点目の役場職員の兄弟、子供たちにも協力をお願いすればどうかということですが、既に、これは毎年、全職員にも町外にお住いの親戚や知り合いの方を紹介してもらい、佐用町へふるさと応援寄附金をしていただくように依頼する案内状を送付しております。そうした取り組みによりまして、実際、寄附をいただいている方は、職員の兄弟やお子さんが多く含まれている状況であります。

最後に、4点目の昨年と比べて、少しでも多くなるよう努力目標を掲げるかということですが、職員で組織する、ふるさと佐用応援寄附金推進戦略会議というのを持っておりますけれども、これを毎年2回開催し、佐用町ふるさと応援寄附金の周知方法や、寄附をいただいた方に対する記念品、また、寄附金の使途等について協議をいたしております。その会議の中で、今年度の取り組みについて協議をし、少しでも多くのふるさと応援寄附金をいただけるよう努力することを確認しておりますけれども、高額寄附者の人数が寄附金の総額を大きく左右しておりますので、数値目標を掲げるというようなことはいたしておりません。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7番（岡本義次君） 町長、今、お答えの中で、まだ、はっきり確定はしていないということですが、これ、日経新聞にも、このようにですね、ふるさと納税簡単になったと、確定申告が、今までは要っておりましたけれど、これからは不要になると。そして控除の上限も2倍になると、こういうことですが。

ですから、地方にとって、安倍総理が言っております地方再生、石破大臣を担当にしても、地方を元気にするよということですが、大変、地方にとっては、佐用町なんか、若者が街へ出てしまっ、やはり、そういう方が自分のふるさとを思うことよって、また、確定申告に行かなくても住民税のほうで何するよいうふう、これ載っております。

ですから、やっぱりこれが決まったら、即、動けるよな体制で、やっぱり取り組んでいただきたい。

ただ、5,000人の人が1万円することよって5,000万円とかですね、今、昨年482万6,000円ですから500万円にも達していませんので、これを10倍にすることは、私は可能だと思ひます。もし、これらが決まれば、各課長を各自治の村に派遣してでも、皆さんにもっと、子供さんたちにしてもらってくれよいう願ひをすべきじゃないかと思ひます。そこらへんについては、町長、どのよにお考えですか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、お答えさせていただいたとおり、この応援寄附金というのが創設された趣旨というのは、自分が生まれたふるさと、そのふるさとに対して応援をしようということ。そういう趣旨だったと思います。

今回、総務省の改正が、そうして新聞報道等で既に出ておりますけれども、これ住民税のみにして、所得税ですね、所得税というのは確定申告をして還付をするんですけれども、それを省くと。そのかわり住民税のみにしようというような改正案だというふうに、私は思っています。

その住民税というのは、毎月のものですから、所得税のように還付をしてもらう時に、一気に還付をしてもらうのではなくって、実際に毎月という形で、少しずつ還付をしていくという形になりますので、そういう意味での、何か還付をしていただいたということの確認というのは、なかなかしにくい部分もできてきたりして、逆にマイナス面も出てくるかなと思います。

ただ、住民税に対して、これまで10パーセントの限度額を、20パーセントぐらいまでにするというようなことでありますけれども、これも内容をよく見ますと、実際に高額な住民税を納めている方というのは、今のところ2,000円の自己負担で全部が還付されるかということ、そうではありません。非常に複雑で、現在のあれで見れば、年収が500万円ぐらいな夫婦の家庭ですと10万円寄附しても7万1,000円ぐらいは自己負担というような形になります。

そういう中で、やっぱりふるさとに対して、応援をしていただきたいというこの趣旨が、今、国の方針でも、今回、改正の中でも非常に薄れてきているというのが、私は、何かこう、この趣旨に反してきているのではないかなという感じは持っております。

今はですね、その景品目当て、盛んに報道、マスコミでも取り上げられているのは、どこどこが1万円すれば、それ以上の景品ですね、特産品、景品を出すと。それ目当てに、全国どこの自治体にでもこの寄附ができると。これがエスカレートされて、この競争になっていくと。本来のこの寄附をいただいて、その寄附金を税として、これは本来税ですから、福祉や教育いろんな形に使うということ、活用するということへの趣旨から外れてしまうんですね。

ですから、このあたりはやはり国のほうもしっかりと、よく、この趣旨を、もう一度十分発揮できるような制度にさせていただくことによって、また、町としても、そういう寄附金を、寄附という名前ですけど、これ税なんですけど、寄附金を応募していただけるように努力をするということを考えていきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7番（岡本義次君） これはふるさと応援寄附ということで、例えば、10万円税金納めておる方が、5万円佐用町に応援すると。そしたら5万円は、自分、例えば西宮とか姫路に住んでいる方が10万円、そこで払わなくても佐用で払った5万円と、その分の5万円で済むということで、大変地方にとってはありがたいことでございますし、ここに書いてありますけれども、年収700万の方は、5万5,000円が、今度9万4,000円まで上限でできると。そして、500万の方は、3万円から5万2,000円ですか、それだけアップ、ふるさとへ送ることができると、こういうふうな大変、これが確定した段階には、そういうふうに改正されて、佐用町とか、田舎の地方にとっては大変有利なことでございますので、ですから、そこらへんについては、例え5,000人の人が1万円しても5,000万円になる

し、2万円してくれりゃあ1億円というふうになりますんで、そこらへんについては、今後ですね、十分、しっかり取り組んで、少しでもやってもらいたいと思います。

佐用町においても、合併したら15億円ほど減るんじゃないかと言われておった。しかし、合併した、その中で、半分の7億5,000万円ぐらいが緩和されるんじゃないかという声も聞いておりますけれど、こういうふうなことは、やっぱり、それに見合う税収は、田舎にはないだけに、しっかりと取り組んでいただきたいと、このように思っております。

〔町長「ちょっと訂正しておかないと、ちょっとよろしいか？」と呼ぶ〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 今、岡本議員の発言の中で、10万円の税金納めている方が5万円をというふうに言われますけども、これは、税制上の問題なんで、なかなか分かりにくいんですけども、基本的に今のところは、限度額10パーセントですから、10万円の住民税納めている方は1万円までが限度です。

だから、今度改正で案が出ているのは、倍にするということになっても、それは2万円です。それは、幾らでもできるということではないということだけは、皆さんに、ちょっと誤解を与えたらいけませんので確認します。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7番（岡本義次君） 一つの例として申し上げて、今言われたように10パーセントが、今度20パーセントになるということでございます。今、言われたように、ほな仮に100万円の方だったら20万までと、こういうふうになりますんで、そこらへんについては、町長、今、おっしゃったような格好の中で、なります。

ですから、ちなみに26年度、今現在、何件の何ぼぐらい入ってますか。応援されてます。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、昨年のことをお話させていただいているんで、確定しているのが、今は、まだまだ、税の途中のあれです。今、送付したりしておりますので、今の数値を申し上げても、あまり集計もしておりませんし、意味ないと、昨年のもので、やっぱり判断をいただきたいと思います。確定した中で。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7番（岡本義次君） はい、分かりました。

そしたら、2件目の空き家の撤去の支援についてというふうに入らせていただきます。

町内で、たくさんの空き家が増えています。村においても持ち主が撤去するのが当たり前のことでありますが、どうしても、持ち主が撤去をようしないという場合においては、村においても困っているというところがございます。

これら、通学路とか子供たちの頭に瓦が落ちてくるとか、それが倒れて自動車にのっかる、こういうふうなこともないとは言えません。危険な場合があります。ですから、そのような場合においては、自治会長の推薦で、どうしてもこれだけは、全額というのは、もちろん、なかなかそこまで各個人の建物でございますんでいきませんが、何ぼかの補助を考えて、これから、やっぱり、そういうふうに対処していくべきと思いますが、そこらへんについては、どのようにお考えなんでしょうか。

議長（石黒永剛君）                    はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                    それでは2点目の空き家の撤去の支援ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、住宅・土地統計調査によりますと、平成25年の兵庫県内の人口や世帯数は減少傾向にあるものの、一方、住宅の総数については、いまだに増加の傾向にありまして、平成25年で、空き家数は県内35万6,000戸、空き家率は13.5パーセントとなっております。平成20年度に比べて空き家数は約5年間で2万戸も増えている状況であります。

当然、町内でもたくさんの空き家がありまして、これまでも実態把握を行ったり、活用についても取り組んできているところであります。

23年度の調査では、町内では596戸確認をいたしておりますが、その後さらに増加していることが予想されます。ただし、この中で廃屋的な、危険な空き家につきましての調査は対象にしておりませんので、その把握はできておりませんが、調査を待つまでもなく町内あちこちに崩れかけた家屋が目立ってきていることは十分承知をいたしております。

しかし、危険な空き家であっても個人の財産であり、行政が除却や修繕をするということが困難であるため、以前から対応しておりますとおり、自治会や隣接の住民の皆さんと協力をし、所有者の特定を行い、家屋の状態などを連絡して、危険な部分の修繕や除却の要請などに取り組んでおります。

これまでの対応につきましては、危険な空き家等の除却や修繕に関する要望が自治会や隣接の住民の方からあった場合、役場内の関係課が集まり、家屋の状態や権利関係、周辺に与える影響などを調査し、所有者や相続人などの関係者に連絡を取り、修繕や撤去をお願いしておりますが、要請になかなか直ぐに応じてもらえないのが実情であります。

これまで対応してきた例を挙げれば、平成22年の5月には、佐用町石井地域の国道に隣接する家屋の一部が倒壊し、国道側へ倒れる状態になったために、建物所有者の相続人の承諾を得て、道路管理者である光都土木事務所が国道の支障となる範囲を一部取り壊しましたが、取り壊した家屋及び附帯工作物や家屋内の動産については持ち出さず、全て所有者の敷地内に残す対応を行いました。

平成24年9月には、同じ石井地域内の町道に隣接する家屋が危険な状態になり、建設課においてバリケードを設置するなどの対応をいたしましたが、最終的に所有者が費用負担して、これは除却をされております。

また、平成25年6月には、三日月地域の国道に隣接する空き家の状態が通行に危険ではないかという地元自治会長からの連絡があり、関係課で現況確認と対応を検討し、関係者に文書で連絡をいたしましたが音沙汰がなく、光都土木事務所に対応を依頼してござ

すが、現在のところ国道側へ倒れる危険がないため、様子を見ている状況でございます。

平成 25 年 9 月には、久崎地域の町道に隣接する納屋の瓦が通行に危険だということで通行人から連絡があり、建設課でバリケードを設置して危険に対する対応を行いました。その後、家屋の所有者が費用を負担して除却をされております。

また、同じく徳久地域の国道の隣接する空き家の瓦が通行に危険だと地元自治会長から連絡があり、関係課で対応を検討して、家屋の関係者に連絡をいたしました。最終的には土地の所有者が費用を負担して、これは除却をされております。

このように、この問題は全国の自治体で非常に苦慮をされ、空き家の、その対応のために、空き家の管理条例等を制定する自治体も出てきております。

また、今年の 3 月には、県においても補助制度が制定され、危険空き家の除却に関する取り組みが始まっておりますので、現在、県下の各市町の状況や制度について研究をしているところでございます。

県下の状況といたしましては、小野市で、平成 25 年 1 月から条例化をして空き家等の適正管理に取り組んでおられます。

小野市の条例では、空き家が放置されて管理不全になる状態にならないことや、廃屋として認定された危険な空き家を適正に処理することなどを目的として、認定された廃屋の所有者または管理者に対し、自治会からの要請に基づき、管理方法の改善や撤去など、必要な措置を講ずるよう指導でき、適正な管理がされない時は除却や修繕などを勧告・命令できることや、自治会が建物を解体し広場の整備を行う場合には、一定の条件を設けて整備に要する費用の一部を補助する、まちなかの防災広場や子供たちの広場を整備することができるようになっております。

また、利用可能な空き家について、売却や賃貸を希望する所有者から空き家の物件情報を市が登録し、ホームページに掲載するなど、住みかえによる住環境の改善や、定住促進による地域の活性化を目指しております。

宍粟市では、今年の 7 月から宍粟市空き家等の対策に関する条例が施行されており、空き家の有効利用とともに、国の空き家再生等推進事業の基準に合致し、不良住宅と認定されたものにつき除却支援することなどを定め、それぞれの状態に応じた取り組みについて、所有者や行政、自治会などの役割を定めております。

空き家について先進的に取り組みが行われている各市町では、空き家の所有者が、他人の身体や生命、財産などに危害を及ぼしたり、周囲の環境に支障を及ぼさないように適正に管理することを基本にして、自治会も空き家に関する問題の解決のために協力することや、自治会の要請により危険な状態になった空き家の解消のための施策、また、空き家有効活用のための施策を制定されております。

この取り組みの中で最も大きな課題となっておりますのは、国の空き家再生事業等推進事業に合致する不良住宅の定義が具体的に示されていないことや、所有者や相続人の特定が非常に困難である場合があり、手続き的にも裁判所の判断が必要になるなど、長期間を要することになります。また、危険な空き家に対する緊急対応などを行政が行った場合でも、所有者の同意や措置にかかる費用は所有者が負担するというようになっております。

今後、増加が予測される空き家でございますが、危険空き家になってから、行政だけで解決するのは費用的にも時間的、人力的にも困難でありますので、個人や、また、自治会、地域の皆さんと協力しながら、当面、進めていく必要があるかというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7番（岡本義次君） 町内においても道路に倒れかかるとか危険な場合は光都事務所と連絡とりながら2、3、そういうような撤去もしましたということでございますけれど、本来で言えば、個人の財産においては個人が撤去なり、そういうふうな、後ちゃんと片づけるというのが本来の趣旨でございますけれど、その方が年老いて亡くなったとか、後、誰も見る者がいない。また、国保だけだったらね、年金がなかなか、そこまで生活に追いつかないということで、生活がやっこさという方についてはですね、なかなか、そういう危ない目に、危ないような状態になっておっても、なかなか取り壊すということはいけません。

ですから、県のほうも、そういうことをやっていくと、そして、また、小野市でも先がけて、そういう宍粟市でもやろうとしています。

それで、佐用においては、町長、そういう、どうしても、どう言うんですか、率については、その30パーセントなり50パーセントがいいのか、そこらへん分かりませんが、危ない部分、自治会長が推薦して言うてきた分、そしてまた、どうしても、その人の個人で、家で、よう潰さんというやつについては、その推薦があった場合は、町として、どのようにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 先ほども申しましたように、やっぱりなかなか個人の財産、これに対して行政がどこまで関与するか。これは法的にも非常に難しい問題です。

その中で、こういう放置がなかなかできないということで、宍粟市とか小野市なんかでは条例を制定されておりますけれども、実際にこれは、管理に対して勧告をしたり指導ができるという条例であって、その費用についてはやはり所有者、その相続者が負担をするということが原則です。

だから、それを行政が負担を補助するとか、肩がわりをするというような形は、なかなか取れてないんですね。

県の条例、これは国のそういう制度に基づいて、策定をされたんですけど、これに合致するような例というのはなかなかないんですね。

そういう中で、確かに、岡本議員が言われるように、経済的にもうどうしても対応ができないと言われる方も出てきていることは確かだと思います。

しかし、その大部分は都会、都市部に出られて、それなりに、例えばそこで生活され収入があるという方が大部分ですよね。実際は。

だから、そのこのところ、経済的にどうしてもこれが個人ではできない、できる。ここを判断する方法なんですね。そのへんが、先ほど申しましたように手続きとして、誰かの判断を得るということになると、一番公平なあれは裁判所なりに申し立てて、そこで判断を仰ぐというようなことになってしまうんですね。

それなしに行政が、この方は、もうそういうことができないから、じゃあ町で肩がわりしましょうという形になった時に、もうこれは際限なく、誰にもしてあげなければ、公平に考えればしてあげなきゃならなくなってしまっておそれがあります。

ただ、そうした裁判ですね、申し立てて、そういう判断を仰ぐ、これには非常に経費も

かかりますし、時間もかかります。このへんが、今のところ一番難しいところです。

ですから、先ほど言いましたように、そういう方が、状況があると。これはまず、地域の、そこには親戚の方なり、昔から、そこで生活されていて空き家になっているわけですから、その関係者というのもおられるのが普通です。そういう方と一緒に、現在の相続人、管理者、その方に連絡を取り、要請をして対応していただくという努力をします。そういう対応をするということが、まず一番ではないかということでもあります。

その後、先ほど言いましたように、どうしても、それでは解決ができない場合に、じゃあ、そういう申し立てをして訴訟まで持って行くようなことまで考えるかどうか。これは、また、ケースによって考えて行かなきゃ仕方がないということで、なかなか、それをきちっとした条例にまとめて、きちっと整理をして対応していくというのが、非常に難しい問題だと。

だから、今まで小野市の条例にしても、宍粟市の条例にしても、ある意味では、実際にそれをどう運用していくかによって、中でね、非常に難しい状態になっているということを知っています。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7番（岡本義次君） 国や県のそういう法律、または省令、そして条例とか、まだ、はっきり整備されてない中で、そういう地方の小さな財政的に苦しいようなところが、個人の財産をこうやっていくということについては、難しい面があるかも分かりませんが、やはりこれから、そういうことがあちらこちら起こってくると思いますんで、そこらへんも含めて、ちょっとでも、そういう、どうしてもいうやつについては、自治会長の推薦もらったり、また、そういう、その人のどう言うんですか、今言ったように経済的、そして、また、貯金、そういうような財産も含めて、確認しながら、そういうやつについては対処していただきたいと思います。

それでは、3件目の消防・防火用水について伺います。

集落において、防火用水について、今、まだ、必要とするのか伺いたいと思います。

一つ、防火用水の土地は役場のものなのか。自治会のものなのか。

一つ、まだ、必要とするのか。ということは、町水道が完備されて、町水道から火事があった場合に引くんですけれど、町水道だけで、その取り口、取水ができないという場合であればということです。その防火用水を必要とするんかということ。

一つ、村でも子供が防火用水に落ちるとか、そういう危険だということで、その管理責任については、どこにあるのでしょうか。

一つ、不要であれば、村としては埋め立てしたいと。しかし、見積もってもらったところ、1箇所でも10万円ぐらい必要ということでございますんで、そこらへんについては、必要とするのであれば、一つ、危なくないように柵垣でもして、子供が転び落ちないようにするとかしないといけないと思いますが、どうでしょうか。

それから一つ、幽霊消防という言葉、担当課長も含めて知っておりますか。このことは、例えば、登録だけで帳尻合わせの消防のですね、この僕も、私もですね、例規集も、ちょっと勉強させてもらいました。1,160人確保するとか、5年以上の人に退職金を支払うと、このようにいろいろ載ってございますけれど、やはり登録だけすることによって、操法とか火事、毎月の点検に全然出ない人がいらっしゃるということを知っています。年がたつて、そういう帳尻合わせだけの人数をそろえて、退職金の支払いをしているのか。

また、過去、そういう事例があったのかどうか、そこらへんについて、伺いたいと思います。

議長（石黒永剛君） 答弁、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点目の消防・防火用水についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の防火用水の土地は町のものなのか、村のものかというご質問でございますが、防火用水とは、一般的に、防火水槽やプール、川、池、堀などが挙げられますが、岡本議員のご質問は、設置してある防火水槽の土地についてのご質問のことと思われま

す。防火水槽を町が直接管理するもの、これは、町が直接設置しているものは町営住宅等に設置したものでございます。それ以外は、通常は自治会の土地か、また、自治会の中の個人の土地かに設置をされているのが現状であります。

2点目の、まだ必要とするのか、どうなのかというご質問でございますが、火災の発生時においては、消火栓の設置により初期消火ができるようになったものの、類焼や延焼を防ぐためには消防署や消防団が河川や水路、ため池などの水利が確保できない地域では、防火水槽が必要な場合が当然あります。また、地震等で消火栓が使えない場合などを想定して、防火水槽等、何らかの水利を確保する必要があるわけでございます。

3点目の、村でも子供が防火用水に落ちるとか、そういう危険があって困っているが、管理責任はどこにあるのかとのご質問であります。当然、町が設置しております防火水槽につきましては、町の管理責任がござい

ますが、自治会等が設置していただいているものについては、それぞれの設置者が管理責任を負っていただくこととなります。今年度、防火水槽の柵が老朽化し危険になった箇所があり、それを管理されている自治会に対しまして、消防施設に対する町の補助事業により、修繕されました施工費の50パーセントを補助して、この修繕をしていただいております。

また、4点目と5点目の不要であれば、埋め立てに1箇所10万円ぐらい必要であり、また、必要であれば、危なくないように、柵垣でもすべきと思うがというご質問であります。自治会と地元消防団でよく協議をしていただきまして、柵の新設や修繕であれば、先ほど申しました消防施設に対する補助事業を活用していただきたいと考えております。

6点目の、幽霊消防という言葉を知っていますかというご質問でございますが、岡本議員の言われる幽霊消防とは、名前だけ置いていて消防団活動に全く参加していない団員のことであろうかと思

います。佐用町消防団においては、入団後に転出や転勤など、家庭の事情により消防団活動ができなくなった場合には、退団や休団していただくよう消防団幹部から各分団、団員に指導をいただいております。団員の中には、勤務や病気などそれぞれの事情で活動に参加する回数が低い団員があるかもしれませんが、平成21年の水害時においても経験したように、消防団員の皆さんには水防活動や救助活動にも活躍していただき、大変感謝をしているところであります。火災だけでなく、いざ有事の際に、本当に頼りになるのは消防団員でございます。消防団長をはじめ団員の皆さんには、住民の生命、財産を守るため、今後も継続して消防団活動に励んでいただくことを強く期待をいたしております。

最後に、登録だけで、操法、火事、毎月の点検も全然出ない人に、年がたつて、帳尻合わせの人数だけそろえて、退職金の支払いをしているのか、過去そういうことがあったのかというご質問でございますが、分団によっては新入団員を確保することができず、55

歳で団員として、現在なお活動いただいている方もおられます。辞めたくても辞められないのが現状であり、新入団員の確保が各分団の課題となっております。

消防団員が退団する場合には、岡本議員もお話のように、団員時の最高階級と5年刻みの年数により退職金が支払われております。そのため、区切りの年数での退団が多くなるのが現状でございますが、消防団活動をしていない団員に対して帳尻合わせや人数調整だけのために登録をしたことはありません。もし活動ができない団員であれば、退団手続きとっていただいておりますので、今後も同様の対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7番（岡本義次君） どう言うんですか、今こうやって消防の条例の中で、第4条の2の1で一定期間勤務しなかった者が明白な人は、退団してもらうとか、第6条の4項ですか、勤務成績が特に不良であった者と、こういうふうに、この条例の中でうたっております。

ですから、もちろん入ってもらう時には、当然、そういう帳尻合わせだけじゃなくって、活動もしてもらおうということが入ってもらっております。しかし、そうやって、今、申しましたように、操法に出たり、また、火事や毎月の点検とか、ずっと真面目にやられておる方については、こういうような退職金でも、もっと多くあげたらいいんじゃないかと、私は、頭の下がる思いで、やっぱり、私が言わんとするんは、正直者がばかを見る世の中に、何事においてもしたらあかんということでございます。

ですから、そこらへんの、この担当課長については、操法とか、今まで団員として登録して、全然出てないというような、そういう数ですね、役場で言えば、勤務表いうんですか、そういうようなのをチェックする仕組みが、何かあるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 消防団というのは、これは独自の組織であって、まず、佐用町消防団、団長。また、各旧町における支団長。そして、そこにも副支団長がおられて、各分団には分団長がおられるわけです。そこが自主的に、これは活動をいただいている団体です。

ですから、当然今、岡本議員がお話のように、勤務、自分の仕事や、また、体の状態、家庭の事情、いろいろと活動については、これは任意で自主的にやっていただいている活動ですから強制できるものではありません。

だから、そういう中で、まず最終的には、分団長が、その活動について見て、分団長の判断で、これはもう分団、活動は無理だという時には退団をしていただくと。

この判断を町がするわけではありません。だから、町においてそうした勤務表とか、そういうものを管理するものでも当然ありませんし、これは自主的な判断ということで、そこは十分ご理解をいただきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7番（岡本義次君） 私らも若い頃は、そうやって入って頑張ってきました。もちろん、自主的にですよ。火事がいったりしたら飛んでいき、また、水防で水が出てですね、そういう、どう言うんですか、民家に水が入らないように袋積んだり、そういうような、いろいろ頑張ってきました。

ですから、それは皆さんが、やっぱり自分のふるさとや自分の村や町を、ちょっとでもええがいしていかなんと、助けていかなんと、こういう思いがあるから入られてやられておるわけや。

そやけど、中には、聞くところによれば、そういう方もいらっしゃる。全然出てこない人もあるということでございます。

何も、役場や私たちのように、出てきたら出勤簿に判こ押せというんじゃなくて、やはりそういうふうなところは、担当課長として、それぞれの消防団に聞いて、そこらへんのやつは、やっぱりある程度、把握をしてもらって、全然出てきてなかった人にも、その退職金を払ったんかどうか、そこらへんはどうですか。担当課長。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、久保企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 今、町長がおっしゃいましたように、あくまで消防団は自主的な活動のものでございまして、私たちのほうでは活動しない人については、その消防団長を通じまして、それぞれ退職をしていただくような形で、活動ができない人については、そういうふうな形でお願いをしておりますし、そういう説明をしております。

ただ、そういうような活動について、出勤簿をいただくとか、そんなことはしてはおりません。

〔岡本義次君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7番（岡本義次君） やっぱり出勤簿までは、私は各自主的に無理かと思えますけれど、各分団長等に聞いて、そこらへんはやっぱり、しっかり流れなり中身の把握は、担当課長としてはつかんで、そういう正直者がばかを見ないような格好にだけは、今後、十分していただきたいと、このように思います。

ですから、そういう人に事実、今までに退職金を払ったんかどうかということも、まだ、つかんでないんでしょう、分からないんでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 久保企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 平成 25 年度末をもって退団をされた方は 37 名いらっしゃいます。その中で、5 年未満で退団された方もいらっしゃいますし、当然、その 5 年区切りで調べておりますけれども、その中には、それぞれ複数名いらっしゃいます。

そういうことから申しますと、今、岡本議員がおっしゃるような形ではなくて、やはり適正な形で退団をしていただいているというふうに、私は、考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本君。

7番（岡本義次君） なかなかそういう全体を把握していくということは、難しい面があるかと思いますが、そこらへんについては、真面目に、こうやってちゃんと操法にも出、毎月の点検にも参加し、水が出た、火事がいったら飛んでいってもらえる、そういう人については、私は、頭下がる思いしていますし、もっと、そういう頑張った出勤手当でも上げてあげたらいいんじゃないかと、このように思っております。何も、私は、経費を下げるとか、そういうことじゃなくって、やっぱり、そういうふうな中で、いつつとも言いますように、正直者がばか見ない、ちゃんとして頑張った人には、それに報いてあげんとあかんと、このように思っておりますので、そこらへんについては、また、担当課長として、各消防の会議があった時とか、分団長にそういうことも、ちゃんと言って、しっかりやっていただきたい。このように思います。

私の質問は、以上といたします。ありがとうございました。

議長（石黒永剛君） 岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、1番、加古原瑞樹君の発言を許可します。

〔1番 加古原瑞樹君 登壇〕

1番（加古原瑞樹君） 失礼します。議席番号1番、加古原瑞樹でございます。

この度、初めて一般質問させていただきますが、まだまだ勉強不足な状態ですので、未熟な内容になるかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

また、先ほど、岡本議員が質問された内容に重なる部分がありますので、同じことをお聞きすることになるかもしれませんが、確認の意味も込めて、改めて質問させていただきますと思います。

さて、私の初めての一般質問の内容ですが、何よりも、まず、大切なのは、安心・安全なまちづくりだと考えます。

今年は特に、全国的に未曾有の自然災害が多発しております。今まで考えられなかった場所でも想定外の災害が起こっております。このように、異常気象と言われていますが、毎日のように全国で起きているような、この状況になっております。ニュースを見るたびに、とても人ごとのようには思えません。

私たちが21年の台風9号水害から5年がたちまして、河川改修が完成を迎えようとしてる今だからこそ、もう一度、防災について考える必要があると思います、今回は、地域防災について一般質問させていただきます。

水害だけでなく、東南海・南海沖地震や山崎断層による震災も想定され、それぞれの災害に応じた対策が必要になると思います。

当佐用町でも、平成19年に水害だけでなく、地震についても、それぞれ防災計画が策定されております。内容を見させていただきましたが、防災だけでなく、受援計画や復興計画に至るまで細部にわたって考えられた防災計画になっており、安心しております。

しかし、ここ数年の災害は、全国的に未曾有の被害をもたらしており、今後も油断でき

ない状況にあると考えられます。

そこで、この防災計画の策定から、今現在の実施状況について、町長にお伺いしたいと思います。

まず、一つ目に、佐用町防災計画の周知と実行状況はどうでしょうか。

二つ目、河川改修に伴い水利の確保が困難になっていますが、現状の把握はできていますでしょうか。

三つ目、震災が予想されますが、特に火災が発生した時には、消火栓が使用できない可能性があります。その対応について、どうお考えでしょうか。

四つ目、防火水槽やため池の現状把握と管理はどうなっているのでしょうか。

以上の4点について、この場での質問とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、加古原議員からのご質問にお答えさせていただきます。

地域防災についてのご質問をいただきました。

まず1点目の、佐用町防災計画の周知と実行状況についてでございますが、地域防災計画は、町の防災体制のあり方を定めたものであります。平成21年台風第9号災害で、多くの住民の尊い命とかけがえのないたくさんのもを失った経験を踏まえ、佐用町災害検証委員会での議論を経て町に提出された佐用町防災力強化への90項目の提言をもとに、町防災マニュアルを実践的な内容に改定し、佐用町地域防災計画に反映をいたしております。

また、この計画は、被災を受けた町の使命として確実に実行し継続していく必要があると思っております。

この防災計画というのは、防災関係機関による町の防災会議で協議決定されるものであり、決定後は町の職員及び防災に関する重要な施設の管理者、その他防災関係機関に周知徹底し、特に必要と認める内容については、住民の皆さんにも、当然、周知を行っております。

町では、災害が発生するおそれのある時は、ケーブルテレビの佐用チャンネルで河川カメラの映像を流すほか、防災行政無線やエリアメール、さよう安心安全ネットで注意喚起や避難所開設情報、避難勧告等の情報を発信いたします。

また、活動マニュアルの作成、地域防災計画の修正のほか、訓練や研修を実施するなどして職員の災害対応能力の向上を図り、国や県、消防、警察及び自衛隊など関係機関と連携に努める一方、台風第9号災害では、自分や家族が一番に取り組む自助、地域が互いに助け合う共助の重要性が認識されたことから、平時から家庭内で食料の備蓄や災害時の避難や連絡方法について話し合いを行っていただき、自らが判断する力を養う自助、地域ぐるみで防災訓練や防災マップづくりを通して防災に関する知識を向上し、地域が一体となって防災に取り組む共助の意識を醸成することが不可欠であると考えております。

これらの意識の向上のため、平成22年度には全戸に「わが家の防災マニュアル」を配布したほか、平成22年と23年度には町内13地域づくり協議会の単位で集まり、全ての集落において防災マップづくり実践講習会を開催いたしております。

その後、地域住民自らが地域の危険箇所を知るため、受講していただいた集落のリーダーが中心となり、各集落で防災マップづくりに取り組むようお願いをいたしております。

現在、その地域の防災マップにつきましては、制作ができた集落42。まだ、制作中の

集落が 20。まだできていない、取り組まれていないところが 70 集落というふうになっております。

平成 24 年度からは、新たに作成した佐用町ハザードマップを全戸に配布したほか、自主防災組織の活性化を図るため、地域づくり協議会単位で自主防災組織説明会を開催し、自主防災組織の考え方や一般的な活動マニュアルを明示するとともに、自主防災組織活動補助金を制度化して、自主防災組織における防災訓練や防災資機材購入等の活動を支援しているところでございます。

また、地域防災力強化訓練として各小中学校と地域が連携をして取り組む訓練に対しても補助制度を設けております。

昨年度からは、防災リーダー研修会として自治会・自主防災組織の役員や消防団員の皆様に対して、より知識を深めていただくことを目的に、有識者による講演会の開催や希望された自治会に災害図上訓練を実施いたしております。本年は、9月7日に東日本大震災で釜石の奇跡と言われた、震災前から小中学生に指導されていた群馬大学の片田先生においでをいただき、研修会を開催したところでございます。

今後も、この地域防災計画に基づき、緊急時には適切な職員配備や町民の皆様へ迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、日頃から行っている自主防災組織の活性化を支えるための地道な取り組みを継続してまいることが必要と思っております。

次に、2点目の河川改修に伴い水利の確保が困難になっているが、現状の把握はできているかのご質問でございますが、河川改修は、佐用川及び千種川の上流はほぼ終了し、久崎地域など下流部で工事が、今、進んでおります。既に改修工事が終了した地域については、消防署も確認をしており、消防団においても幹部から各分団に水利の確認を行うよう、指導をされております。工事が完了していない地域、例えば、住宅密集地であります佐用の町の中心部の水利の確保でございますが、役場裏から上町にかけては、今後の河川の河床掘削により水の流れが変わることから、現状で水利が確定できるものではありません。現在は、消防団等が毎月の点検の中で、どの場所が水利になるか、水のたまり具合を見ている状況でございます。

また、消防団では、地元と協力し、消防車両などが水利を確保しやすくするために、光都土木事務所に対して消防車両が降りるスロープの設置や、河川の両側を深く掘って水の流れができるよう要望しております。

また、上上月地域では、河川に水がたまるようコンクリートの枠を設置して、水利を確保したところもございます。

次に、3点目の震災が予期される中、特に火災が発生した時には消火栓が使用できない可能性もあるが、その対応はということでございますが、消火栓以外に防火水槽やプール、川、池、堀など、防火用水を確保するなど、様々な施設を利用する必要があると考えております。それぞれの地域で消火栓が使用できない場合、どの水利を使用するか、自主防災組織や消防団において訓練やシミュレーションを行いながら、いざという時に備えなければならないと思います。どうしても水利が確保できない地域では、消防施設に対する補助事業により防火水槽の設置も検討をしていきたいというふうに考えます。

最後に、防火水槽やため池の現状把握と管理はどうなっているかというご質問ですが、先ほどの岡本議員からのご質問にもお答えをさせていただきましたが、公共施設、特に町で設置しておりますのは、町営住宅等の防火水槽であります。これは当然、町が管理をいたしております。

その他の各集落、地域にあります防火水槽につきましては、それぞれの自治会、また、集落で管理をしていただいております。

現在、町内で把握できている防火水槽は 116 箇所。これも大きさがいろいろあります。

基準として、40トン以上が57箇所、また、それ未満のものも57箇所ございます。

その把握につきましては、管理と把握は違いますが、把握につきましては、消防署におきまして全ての箇所の水利として把握をしております。

また、消防団におきましては、それぞれの分団の活動範囲についての消防水利、防火水槽の把握ということはしていただいているというふうに思っております。

そういう状況を報告いたしまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1番（加古原瑞樹君） 丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。

再質問する内容が、だんだん減ってくるなと思いながら、ここで今、ちょっと慌てていたんですけども、今回、その防災計画の中で、まず、実行するために、先ほど、町長も言われましたけれども、地域の皆さんに正確な情報を周知することが大切だと思います。

そこで、一番最初に必要になってくるのがハザードマップだと思うんですが、河川改修によって、当然、また、データが変わってくると思うんですが、それに伴って浸水想定地域や、その水深も変更されると思います。

それ以外にも、今後、多分、今、つくられていると思うんですが、ハザードマップの中にどのような内容のものが盛り込まれるのでしょうか。教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） ハザードマップにつきましては、先ほど、町長の答弁の中にもありましたように、平成24年度でしたか、配布を各戸にしているんですね。その中には、当然、避難所の情報であるとか、それから想定浸水深ですね、想定される水の深さ。越水とかした時ですね。それから、実績、平成21年度の実績の浸水深。それから、土砂崩れがどこで起きるかというようなエリア。それから、がけ崩れとか、急傾斜地がどこにあるのかというようなことを掲載しております。

当然、加古原議員がおっしゃるように、この河川改修で想定浸水深であるとか、そのようなものが変わってこようかと考えており、河川改修が終わってから、ハザードマップはもう一度改修しなければいけないというふうに考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1番（加古原瑞樹君） 以前の議会の議事録を見せていただいたんですが、その時に質問されている内容の中に、ため池の崩壊予想図というのを盛り込んでいこうかなというふうに答えられていたと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

[農林振興課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 平成 25 年におきまして、地震による耐震診断を行いました。それによりましてハザードマップを作成されますので、今後、それに基づきまして調査、後また、地元への周知なりをしていきたいと考えております。

[加古原君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） 水害の時、僕たちも経験したわけですが、川からだけの水じゃなくて、やっぱり山の崩壊、ため池の崩壊ということも、また、想定されると思いますので、その点に関しては、ぜひとも盛り込んでいただけるようお願いしたいと思います。それから、このハザードマップなんですが、被害の軽減を全うするためにはですね、活用する住民にとって最も重要な情報である、いつ、どこに、どうやって非難するかという問題が大事になってくると思います。以前経験した水害の中から、この川の、ここが一番最初に越流してくるんだとか、それからは、流れがこういうふうになるんだということも、必要にはなってくるかと思うんですが、そういうふうなことを盛り込むというのは、難しいものなんですか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） このハザードマップというものが、一つの基準になります。ただ、ハザードマップ見ていただいたらお分かりのように、全町をある程度、同じような想定の中で、浸水域とか土砂災害の危険箇所というのが、図で範囲が示されてくるわけです。ただ、この中で、じゃあ、どこへ避難所するにしても、以前から町が指定する避難所へ行くには、どのルートを通って行くのが安全なのか。逆に、途中で非常に危険な箇所がないか。また、場合によっては、災害の状況によってそういうところへ行くより、当然、まず一番に身を、自分の命を守る。そのためには、できるだけ近いところで安全なところで避難をすることが必要だとか、こういうことは、非常に、地域になり、その状況、地形によって、もう全然、それぞれが違うわけです。だから、そのために佐用町が、この河川改修が終わり、ある程度、砂防ダムを設置したり、いろいろとその対策が、一応、基本的にでき上がってきておりますけれども、しかし、これだけでは、当然、全て安全を確保できたわけではないわけです。今年の広島の土砂災害のような状況を見てもですね。ですから、そのために各集落、地域で自ら、どういう災害が想定されるか。また、自分の家は、どういう災害が一番危険性が高いのか。こういう、その集落内で、1軒、1軒の状況が違いますので、そのために、先ほど申しました、集落で、自らの手で、この防災マップ、集落の地域の防災マップを作成していただく。そして、それによって訓練をしていただくなり準備をしていただくということが、私は、非常に大事だというふうに思ってお

ります。

これについても、既に、42 集落で、そうした集落の防災マップをつくっていただいて、各家、各家庭によって、山に近い裏に山を控えるような家については、土砂災害が一番危険なわけです。想定されるわけです。

また、河川においても、近いといっても、その土地によっては本当に浸水をして、家が流れるほどの浸水をする可能性があること、土地が河川の河床から非常に高いところにあるところとは、また、全然違うわけです。

ですから、今後、町がそういう災害、気象災害、非常に危険な状況が発生した時に、避難勧告なり、避難指示、特に指示ということになると、なかなか、その場で見ないと分からない分があります。勧告をするにしても、広い範囲を一律に勧告して避難してくださいと、現在の報道なんかでもされております。全市に避難勧告が出た、何十万の方に避難勧告を出したというようなことが、そのことばかりが報道されておりますけども、実際そういうふうな形になれば、かえって危険な場合が、非常に、私は、多く生まれてくるのではないかなと想定をします。

ですから、町としては、ああいう経験をした中で、自分の家が土砂災害にとって危険なところについてはすぐ避難してください。山からも川からもかなり距離があって、危険性のないところは、家から外へ出ないでください。それから、浸水がある程度想定される場所については、まず2階に避難をしてくださいとか、やはり、本来、そういう勧告の仕方をしていかないと、本当の意味での命を守る対策にはならないのではないかなという感じがしております。

だから、そのためにも、繰り返して言いますが、町・県と一緒に作るハザードマップでは、これでは十分ではない。それを基準にして、そこから自分たちで、地域の実情を細かく見て、地域の防災マップというものを、これをやはり継続してつくっていただく、できていないところは、早くつくっていただくと、必要なところはつくっていただくということが、まず、大事ではないかというふうに思っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） 確かに、広い範囲で一斉に避難勧告とか出されても、その場所によっても当然違うと思いますので、日頃から地域での防災訓練等、必要になってくるというのは、そのとおりだと思います。

防災訓練が、特に、今もう、各地域で行われていると思うんですが、ただ、先ほど言われましたように、42 集落でマップ等をつくられているということだったんですが、やっぱり地域によって温度差があるように感じます。

地域づくり協議会や各集落において、防災力の向上に向けて訓練をされていると思うんですが、そういうふうな訓練の仕方についても、ある程度、企画、提言していったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、この点に関して、何かされているのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 地域の自主防災組織という意味で言えば、118 の組織がありま

す。そこに、どのような訓練をしたらいいのだろうかというご相談を受ける場合がございます。そういう時には、うちの担当者がよその地域の事例を紹介したりしております。

ですから、実際にどのような訓練が有効なのかというのは、やっぱり地域において考えていただくのが一番いいのかなと思いますので、そういうご相談はお受けしながら、ともに考えていきたいなというふうに思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） 日頃から防災意識を持って、常に危険箇所を確認しておくとか、そういうことをしていく意識づけというのが大事だと思うんですが、広報とか、佐用チャンネルでも、当然、防災の避難とか、そういうふうな情報は流されているんですが、県とか国とかでも、減災についてとか、そういうふうな取り組みのビデオとか、そういうふうなものもあると思うんですが、そういうふうなことを放映するようなことは考えられていますでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 自主防災組織のリーダー研修会というのを、町で開催をしております。

その中で、今年は、片田先生。町長の答弁でもございましたように釜石の奇跡というような形で、小学生、中学生に避難行動を促すような教育をしていたということで、津波が来た時に、釜石市の小中学生は、たくさんの方が助かっているんですね。そのような先生にお出でいただいて、受講していただいています。この時は 300 名以上の方が受講していただきました。やっぱり生の話を聞いていただくのが、私はいいんじゃないかなというふうに思うんです。

そういうような講習会、当然、ビデオなんかでもいいと思うんですけれども、そこをですね、長いこと占有するということもなかなか難しいかもしれませんので、そういう形だけではなく、生の声を聞いていただくような研修会を開催したいというふうに考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） 防災訓練をすることによって、当然、地域のコミュニティの再構築とか強化にもつながると思うんですが、そういう意味では、さらに推進してやっていただきたいなと思います。

ただ、防災訓練というのが、僕も参加させていただいたことがあるんですが、どうしても土囊をつくるとか、一般的な部分がメインになってしまっているように思うんです。

ですから、なるべく、もうちょっと小さな集落の単位でできるようなことであるとか、例えばですけども、防災訓練というとなかなか足が向きにくい部分があると思うんですが、

防災の体育祭のようなイベントを企画するであるとか、一番手っ取り早いのは、運動会の中に、例えば、防災に関連するような競技を入れるとか、そういうふうなことも工夫してみるのも一つ手じゃないかと思えますので、もし、そういうふうなことができるのであれば、考えていただきたいなと思えます。

それから、このハザードマップを利用するに当たってですけども、先日、教育委員会の報告書で学校の防災計画についての評価報告がありましたが、各学校、各保育園で、それぞれ防災計画等につくられているのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、坂本課長。

教育課長（坂本博美君） 小中学校の災害に対する備えということで、学校によって表記の仕方はちょっとマチマチですけども、一つは、防災対応マニュアル、これで1個大元があって、4つの具体マニュアルを作成しております。

一つは、火災対応マニュアル。それから、地震対応マニュアル。それから、水害、台風、大雪時の対応マニュアル。それから、不審者の対応マニュアル。これがあって、もう一つは、避難所、当然、指定されているところ多いんで、避難所運営マニュアルという形で、そのマニュアルに沿って避難訓練、それから防災訓練等を実施しているということで、その中には、訓練を学校独自でやっているところもあるし、地域の地域づくり協議会と一緒にやっているところもございます。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1番（加古原瑞樹君） 非常に細かくマニュアルがつくられているということで、すごく子供を持つ親としては、安心できるなと思うんですが、各学校において、やっぱり立地している自然的環境等を総合的に把握する必要があると思うんですが、その際に、町が作成しているハザードマップや地域の歴史等、多角的な情報から判断する必要があると思えます。

そういう意味におきましては、地震は地震、火災は火災、土砂災害は土砂災害ということで、想定した避難経路については、複数の経路を設定しておくことが必要だと思うんですが、この避難経路については、考えられているのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、坂本教育課長。

教育課長（坂本博美君） 避難経路につきましても、火災時の場合、それから地震想定の場合、それぞれ各学校で、学校の状況に合わせた経路を特定する訓練をしております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） 訓練の中で、当然、そういうふうなものが必要になってくるかと思うんですが、それ以外にも学校の授業中、児童や生徒が在校時に地震などの災害が発生した場合というのと、また、登下校中の災害に遭遇する場合というのがあると思います。

その時、特に、通学方法の変更や通学路の変更が、今、ある中で、学校の敷地内だけでなく、地域の危険箇所等、十分な情報を収集して、通学路の安全確認等の判断が求められると思いますが、通学路の防災マニュアル等がありますでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 坂本教育課長。

教育課長（坂本博美君） 防災マニュアルという表現ではないんですけども、関係課と一緒に通学路の一斉点検というのを、地域の自治会、PTA、学校関係者、職員あわせて総点検を校区ごとに年に2回やっております。

それで、危険箇所に挙げた、例えば、交通安全機器とか、それから保存設置とかいうところにつきましては、土木に協議して、依頼をしているところです。

なかなか、その全てがすぐには解決できませんけど、それを年々、点検していきながら、県土木等に、そういうものは要請しているという状況です。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。

子供たちの安全のために地域の方々と協力しながら、そういうふうな箇所を点検して、住民一体になって、危険箇所等についても、共通の認識を持つことが大事だと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

それから、河川改修に伴い、水路の確保が困難になっているということで質問させていただき、ほとんど答えていただいたんですが、どうしても、今、一消防団員として火災が起きた時を想定しますと、河川からの水が、本当に取りにくい状態になっています。

ですから、先ほど、町長の答弁でありましたように、防火ます、それからあと、河床の浚渫の際には護岸、両側を深く掘っていただくように対応していただけるということでしたので、ありがたいと思っております。

それまでの間の対策は、ちょっと日頃から考えていかないといけないなというふうには思うんですが、そういう対策はとられるということでしたので、それで、よろしく願いします。

そのかわりと言ったら何なんですけど、当然、必要になってくるのが、初期消火で言うと消火栓になると思います。阪神淡路大震災では、約 300 件の火災が二次災害として発生し、それにより 7,500 棟を上回る建物が焼け、火災による焼死者が 500 名以上にも上っているようです。この火災の大規模化に大きく影響したのが水道施設の被害だと考えられています。

特に、水道管ですから、配水管及び給水管に大きな被害が発生した結果広範囲にわたって断水し、それによって消火栓が使用できなくなっていました。

このように水道管、水道施設が被害を受け、消火栓に水がなくなったことで、様々な消防活動の混乱を引き起こし、消防活動の遅れから発生した火災は、勢いを増し、結果的

に多くの火災地域で、広い道路や空き地など、これ以上燃える物が無いというところまで延焼が拡大していったようです。

厚生労働省では、水道事業における耐震化の推進施策の一環として、平成 20 年度から全国の水道管や浄水施設など水道施設の耐震化状況を調査されているようですが、全国的に見ても水道施設の耐震化は、まだまだ進んでいないようです。

佐用町においても、水道施設の耐震化を進められているというふうに聞きました。

特に、災害時に重要な拠点となる病院や診療所、介護や援助が必要な災害時要救助者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が高いものについては、地域防災計画等へ位置づけられている施設への配水する管路について、耐震化を進めていただく必要があると思います。

また、基幹管路に該当しない管路についても、より高い耐震性を有する管種、継手を採用することが望ましいと思います。

そういうことで、消火栓についても、本当は、耐震化が進めばいいなというふうに思うんですが、今回、ちょっと質問の内容には書いてないので、これはこれぐらいにさせていただいて、そのかわりに防火水槽やため池が、現在、必要ではないかということで質問をさせていただきたいと思います。

初期消火における消火栓が有効だということは、当然、分かっていたいただいたと思うんですが、そこで防火水槽や貯水槽が必要になってくると考えます。

この防火水槽や貯水槽の設置と管理の状況はどうなっているのでしょうか。適切な場所に、適切な能力を持つ設備が配置できているのでしょうか。よろしくお願いします。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） また、担当からもお答えすることがあればお答えさせていただきます。ご質問にはなかったんですけども、水道施設、これ消火栓というのは、今、初期消火に一番有効で、ほとんどの火災の場合、この消火栓をうまく活用していただいて、大きな火災にならずに済んでいるという事例が非常に多いと思います。

そういう意味で、消火栓の有効性というのか、重要性というのは非常に高いということですが、それに対して、水道管の耐震化ですね、水道管の取りかえというのは、これはご存じのように非常にお金のかかる事業です。水道管にも、当然寿命がありますから、そういう水道管を取りかえる時には、特に継手等、耐震性の継手に取りかえていくという方針は当然でありますけれども、このためだけに、まだ、耐用年数があるものを順次取りかえていくということまでは、これは非常に財政的にも難しいというふうに、この点は、ご理解いただきたいと思います。

ただ、そういうことの対策のために、できないことに対して今後の対策のために、今、お話のように、水防水利ですね、そういう水利の整備ですね。これは消火栓がなかった時代、以前から逆に整備をされてきた、設置をされてきたところです。

ですから、消火栓ができたから、この防火水槽が要らなくなったというようなところは、ありません、逆にね。それは、そのまま管理をして、利用ができるようにしていただいているということを中心に考えております。

合併後においても、何カ所か新たな防火水槽を設置させていただいております。三日月

の弦谷とか、もう1カ所どこだったかな、ちょっと私も記憶は薄れてますけど、そういうことで、その必要性、地域によってですね、状態があればそういう事業も、当然今、継続して持っておりますので、整備が必要なところについては行っていくということでありませう。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） 防火水槽については、先ほど、岡本議員の時にもお話をいただいているんですが、当然、集落のほうで管理をしていただくという話で聞かせていただきました。

ですが、中には地震、それから耐用年数が大分たっているものに関しては、ひび割れてしまっていて枯渇しているような防火水槽なんかもあります。これらについても地域で判断するのでしょうか。

それとも、この場所については要るんで設置を、改修をしてくださいというような指導をされているのでしょうか。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） これは、先ほども言いましたように、防火水槽の設置についてはこれまでの長い歴史がありまして、当然、その必要性等についても、一番は、地域の方が一番必要性を感じられるわけで、水利がないというところ、水がないところです。ため池もない、河川も遠い、そういうところにこれまでも設置をされてきております。

ですから、これは消防団においても、そういう水利を常に点検をしていただきながら、活用できるようにしていただいているので、それが、例えば水漏れがしたり壊れたりというような状況になっておれば、まず、それは、自治会なり、その消防、その分団なりが、協議をいただいて、町に相談をいただくと、そういう形に基本的にはなろうかと思っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） それから、特にその、先ほど言いましたようなひび割れ等起こるようなところも出てきていると思うんですが、特に、地震の時には同時多発的に火災が起こるということが想定されると思いますので、その時に、できれば防火水槽が使えたらなということで、防火水槽やライフラインである貯水槽というものの耐震化については、どのようにされているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 現在、新たな防火水槽については、当然、設計上耐震性のものになっております。

ただ、昔の物は現場でのコンクリート打ちということですので、地上に出ている物よりかは、地震には、地下にだいたい埋まって、地下というか埋まっているものですから、強いんですけども、どこまでの耐震性があるかどうか、そういうところまでは、測定はしておりませんし、なかなかこれはできません。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） それから、先ほどから、ある程度質問が重なってしまうんですが、現在の防火水槽の維持管理は、先ほど、岡本議員の中にもありました。危険な場合もあります。それから、草刈りや掃除、さらには防火水槽の改修まで、地域でもらっているという現状なんですけど、今後、人口減少や高齢化などによって、なかなか地域で困難な状況が予測されます。

こうなると防火水槽の適切な管理が難しくなっていて、いざという時に十分な能力が発揮できない可能性があると思うのですが、今後は、どのような対応を取られるのでしょうか。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 地域によってそういう管理が、防火水槽だけじゃなくてですね、ほかの、地域のいろんな、全体が維持ができなくなってくることは、当然、生まれてくることは想定ができます。

ただ、今、防火水槽に限ってのご質問であれば、これは今のところは、先ほど言ったように、町としても、そういうその施設の状況、これは地域の皆さん、特に、自治会、そして消防団の方々と協議をしながら、問題があるところについては、できる限り町としては支援をしていくという形です。

事業によって、新しく設置したところについては、基本的には防火水槽等消防施設ということの範疇で、2分の1の助成制度になりますけれども、2分の1といっても、1カ所防火水槽設置すると1,000万以上のお金がかかります。なかなか、2分の1を負担するということが、まず難しくなるということが、まずあると思います。

そういう点についてですね、町として負担を軽減していくというような、そういう努力、これが一つは方法かというふうに思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君）            ありがとうございます。

金額が金額なので、なかなか集落で管理できるものではないと思うんですが、そういうふうな負担をしていただけるということで、これからの管理ですね、もうちょっとできることがあれば、そういうふうに対応していただけたらなというふうに思います。

それから、ため池についてなんです、ため池についても消防水利としての利用が望まれると思います。一方で、豪雨の際だけでなく耐震性にも問題があるところがあると思います。逆に、災害を引き起こす可能性もあると思います。

以前、一般質問の中で出ているのがあったんですが、平成 24 年から 5 年間を目途に全てのため池の点検をするということだったんですが、現在の調査状況をお聞かせ願いたいと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君）            横山農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君）    先ほど申しましたように、耐震診断につきましては、25 年度は繰り越しがありましたので、26 年度、今年度も調査をしております。

これは全てのため池じゃなくして、流域なり大きさがありますので、小さいため池は調査の対象外となっておることがございます。今現在は、調査対象の中の半分程度、昨年、25 年度につきましては 30 数カ所だったかと記憶しております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君）            加古原君。

1 番（加古原瑞樹君）            小さいため池では被害が当然少なくなると思うのであれなんです、大きいものに関しては、それについての対応ですね、調査結果の対応なんです、地元と協議しながら取り組み方法を考えるということだったと思うんですが、その対応はどのようにされるのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君）            横山農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君）    改修の対応と理解しますけども、25 年度の診断におきまして、2 カ所のため池で再調査が必要ということになっております。

これにつきましては、再調査をし、後、改修なりが必要となるなれば、また、県の助成事業になりますけども、改修を考えたいと考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君）            加古原君。

1 番（加古原瑞樹君）            その改修が必要になった分に関して、以前の一般質問の内容を見させていただいたら、改修のその費用の部分とかの分も地元と協議してということだったと

思ったんですが、どうでしょうか。

議長（石黒永剛君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 一応、ため池の改修につきましては、地元負担は5パーセントが基本となっております。

ただ、その状況によりまして、地元と協議が必要となれば協議はしますけれども、とりあえずは5パーセントが地元負担ということでご理解いただきたいと思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。

以上で、だいたい質問は終わったんですが、本当に質問が支離滅裂になってしまいました、本当にすみませんでした。

ただ、今回の一般質問は、今後、起こるであろう大震災を想定して質問させていただきました。

ですから、日常生活から見ると、ちょっと大げさなことのようと思われるかもしれませんが、今、平時の時だからこそ有事を想定して、しっかりと備えることが必要だと思います。

想定外の災害が多くなってきた今、これまでどおりの想定内の備えではなく、想定外の備えを積極的にする必要があるのではないのでしょうか。

当然それには、先ほどからお答えいただいていますように、ハード面だけではなく、自助・共助・公助の全ての立場で全ての人が防災意識を持つことが必要だと思います。

今後も、そのための仕組みづくりを地域の人たちと一緒にあって、つくっていただけたらなと思います。

本当に未熟な質問で失礼しました。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石黒永剛君） 加古原瑞樹君の発言は終わりました。

ここでお諮りします。昼食等のため午後1時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

午前11時40分 休憩

午後01時00分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

8番、金谷英志君の発言を許可します。

〔8番 金谷英志君 登壇〕

8番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は2点、政府農業「改革」案への見解と本町農業政策と、介護保険見直しでサービス後退にならないか、について伺います。

まず、1点目、政府農業「改革」案への見解と本町農業政策ですが、政府は規制改革会議の5月の農業改革に関する意見、6月の答申を踏まえて、6月24日に閣議決定した新成長戦略、規制改革実施計画に3点の見直しをセットで断行するとの「改革」案を盛り込みました。この3点は、農協、農業委員会、農業生産法人の三つですが、これらは家族農業を基本とする戦後農政の中心に据えられてきた制度です。この政府の方針は、佐用町の農業と地域社会に深刻な影響を及ぼします。そこで、この改革案について町長の見解を伺います。

政府は、この改革案に先立ち昨年には、米政策の見直しと農地中間管理機構の新設、農業の6次化の推進などを具体化しました。また、多面的機能支払制度にも取り組んでいます。これら政策の本町での成果は現時点ではどうか。

改革案は、農業協同組合については全中の実質的廃止、全農の株式会社化、単位農協からの信用・共済事業の分離、代理店化、準組合員の事業利用の制限を打ち出し、農協グループに自己改革を強く迫っています。農協は本町の農業政策でも補助機関的な役割を担っています。この農協解体ともいえる方針への見解はどうか。

農業委員会については、委員の公選制を廃止し町長による任命制、行政への意見、建議等の法令業務からの除外を提起しています。農業委員会は、農地に関する許認可権限を持つ行政委員会であるとともに、農民の代表機関という性格も持っています。農業委員会の変質方針への見解はどうか。

これまでの農地制度は、農地の所有や利用は、自ら耕作に従事する者を原則にしてきました。しかし、改革案では農業生産法人の要件の緩和を提起し、企業の農地所有の実質自由化に近づこうとしています。これへの見解を伺います。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、政府はこの農業の改革案に先立ち昨年には、米政策の見直しと農地中間管理機構の新設、農業の6次化の推進などを具体化しました。また、多面的機能支払制度にも取り組んでおります。これらの政策の本町での成果が現地点ではどうかということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年末に政府より示されました米政策の見直しでは、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題に対応することを目指し、農業を足腰の強い産業としていくための政策として、担い手農家や営農意欲の高い農業者を中心とする農業構造を築くことを目指しております。

特に、今までの米中心の生産体系を見直し、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物生産を振興し、生産者自らの判断で作物を選定し、需要に応じた生産を行う基盤整備を進めるものでございます。

佐用町におきましては、今までどおりの麦、大豆、そば、加工用米に取り組んでいる状況でございますが、佐用町の主要産業としての取り組みを行う必要がございますので、今

後も同様の作物のほか、佐用町に適した作物体系の確立につながるよう、継続して施策の検討を行っていく所存でございます。

新設されました農地中間管理機構の利用につきましては、現在、農地中間管理機構利用推進のモデル事業として指定をされました、東徳久地区農事組合法人に限定した形で手続きを進めております。

現在、農地中間管理機構へ農地の借り受け希望を提出され、機構へ登録された町内の方は、15人に上りますので、平成27年度以降利用が増加するものと思われま

す。また、多面的機能支払制度につきましても、4月以降、農会長会や自治会長会において取り組みのお願いをし、それ以降も説明会を開催してまいりました結果、昨年までの取り組みから4組織増加して65組織となっており、農業者の高齢化や人手不足などに起因する農村環境の悪化を防ぐため、地域で農村環境維持に取り組む姿勢が増してきております。

次に、2点目の「改革」案は、農業協同組合については全中の実質的廃止、全農の株式会社化、単位農協からの信用・共済事業の分離、代理店化、準組合員の事業利用の制限を打ち出し、農協グループに自己改革を強く迫っております。農協は本町の農業政策でも補助機関的な役割を担っていただいております。この農協解体ともいえる方針への見解はどうかとのお質問にお答えをさせていただきます。

この度の農業協同組合に関する改革は、全国農業協同組合中央会を廃止することにより、この全中からの指導により進められていた単位農協の運営を切り離すことにより、独自性を発揮しつつ必要に応じては連携するなど、農業者に最大の利益を還元できるよう取り組むことを目指しております。

全中は、戦後の小規模農協の乱立時に総合指導することを目的に設置され、農協の統廃合が進んだ現在では、その存在意義が少なくなったと判断されたものと考えております。

また、全国農業協同組合連合会の株式会社化は、販売事業を共同で行う目的で設置された組織を改め、農業者の利益増進のため、単位農協の競争力を強化することを目指すものと認識いたしております。

単位農協の改革は、信用事業と共済事業を分離することにより、農協本来の目的である農産物販売等の経済事業に取り組み、農業者の戦略的な支援を強化することを目指すものと考えております。

単位農協につきましては、金谷議員のおっしゃるように農業政策の補助的機関を担っていただいておりますが、改革によりましてもその役割にかわりはなく、今まで以上に農業者の支援に特化していただけることで、佐用町の農業を振興する上では有益ではないかというふうに判断をいたします。

しかし、信用事業と共済事業といった金融機関機能を切り離すことが、単位農協の経営にどのような影響を与えるのか、また、全農の株式会社化により、全農が独禁法の適用除外団体でなくなるため、市場競争に敗れた単位農協はどうかといった懸念もござい

ます。次に、3点目の農業委員会については、委員の公選制を廃止し、町長による任命制、行政への意見、建議等の法令業務からの除外を提起しております。農業委員会は農地に関する許認可権限を持つ行政委員会であるとともに、農民の代表機関といった性格も持っております。農業委員会の変質方針への見解というご質問にお答えをさせていただきます。

農業委員会の委員は、現在、佐用町議会や農協などの推薦による委員と公選制による委員とからなっていますが、改革では農業団体等からの推薦制度と全国的にも無投票が多い公選制を廃止し、議会同意が必要な町長選任委員に一元化することが検討をされております。

これには、推薦制の廃止により委員の中立性を図るとともに、委員の半数以上を認定農

業者から選任することや、女性農業者や青年農業者を登用することなどの条件も含まれており、これらの条件を踏まえた上で、農地法の適正な運用、農地の監視、改善指導、農業者の創意工夫を引き出すことに優れた識見を有する者を選任することを求めています。

金谷議員の言われる農民の代表機関としての役割は、町長が委員を選任する以前に、地域からの推薦や公募などによる候補者を選出できる制度も検討をされておりますし、また、認定農業者などを多く選任するため、農民の意見を代表できる機関になるのではないかと考えます。

農業委員会の改革は、公選制の改革だけではなく、農業委員会の担う役割の変更などが検討されておりますが、本年度中に検討し結論を出すことになっておりますので、それらについては、現在のところ分かりませんので、私の見解を述べることはできません。

最後に、4点目のこれまでの農地制度は、農地の所有者や利用は、自ら耕作に従事する者を原則としてきた。しかし、改革案では農業生産法人の要件の緩和を提起し、企業の農地所有の実質自由化に近づこうとしている。これへの見解についてはどうかということですが、農業者の高齢化により農業からのリタイアが多くなり、農業の衰退と農地の荒廃が、ますます懸念をされております。佐用町も徐々に遊休農地が増加しておりますので、これが将来的に荒廃につながるのではないかとというふうに憂慮いたしております。

こうした社会情勢の中で、農業生産法人の要件緩和は、集落営農からの設立などを容易にするものと考えられ、地域で取り組む農業が容易になるものと思われま。

今まで困難であった企業の農業参入を認め、農地の取得も可能になる考えが示されておりますが、企業の参入により活性化することも見込まれる一方、農地を取得後に企業が倒産した場合などは、農地の荒廃や農地転用などにつながるのではないかと懸念もされます。

そういうふうに、農地の法人化の緩和につきまして、いい面と、また懸念される面があります。そういう点、今後、国の政策、方針を踏まえて、慎重に検討をしていかなければならないというふうに考えております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） まず最初の、今、やっている多面的機能の支払についてお伺いしたいんですけど、町が出している資料では、多面的機能の、その対策後として、担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組めると。それで、担い手を支える集落共同や担い手以外の人たちを含めて6次産業化、都市との交流で地域が活性化すると、こういうことを、よい面として挙げられて導入されているわけですけども、その多面的機能、それをまとめたとしても、この中であるように、水路や農道はみんなで守ろう言うて、このみんなというのは、その担い手に集めたとしても、その畦畔の草刈りや水路の維持については、みんないうことで集落の方が、直接それを、また、担うということになっているので、田んぼ、つくるのは担い手ですけど、草刈りや水路の改修や道路の農道の整備なんかは、みんなで行きましょうということですから、これは、なかなかそれ、維持、田んぼの維持にはなるんでしょうけれども、農業振興には、なかなか、私、つながらんじゃないかと思うんですけども、その点は、いかがですか。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） この制度が始まる前には、要は、農家の方が、草刈りなり道路の修繕、水路の修繕などをしておられました。

ただ、この制度に基づきまして、それに対して費用が出てきますので、ある意味、例えば、高齢化で若干、作業が難しいと言われる方がおられましたら、例えば人を頼むとかいうふうなことが出てきますので、そういう意味では、全ての方に同じような負担がかかるんじゃないかと、やっぱり金銭の助成がありますので、そういう意味で負担が軽くなるということは考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 負担はみんなでやりますからなるんですけれども、そのみんなと、ここに書いてあるように、その整備すると、減るかどうかいことなんですね。その高齢化で、さっき町長も言われましたように、高齢化で、なかなか担い手が育っていかない中で、みんなで草刈りなんかしましよと言われても、そのみんないう人がないからこそ、田んぼ、人に預けて担ってもらいましよとなるのに、それで草刈りなんかだけはやりましようということ、なかなかならんと思うんですけれども。先ほど、課長が言われたんでは、ある程度日当なんか出していう方策もあるんでしょう、みんなですからあるんでしょうけれども、なかなか、それがないように、その機能がね、みんなでやりましよう割には、なかなか、その草刈りなんかの担い手が少ないいうような現状ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 課長が言いましたように、これまで一人ひとりの耕作者が個人的に、その自分の農地を守ってきた。それが守れなくなっているという中で、こうした地域で制度を活用して、多面的機能支払、水路や農道、こういうものも管理をしていきたいと思います。そのために必要な経費を助成しましよということですから、だから、それでも、確かに、そういうことができないことがあって、次に、こういう段階になっているんだから、これでじゃあ全てができるかと言われてたら、確かに、その担い手、水路を管理したり草を刈ったりする人はいないことは確かです。

でも、まず前提として、個人で一人ひとりができない状況の中で、まだ、地域にはやっぱりできる人、専業農家として、また、地域の担い手としてやっていこうとする人、そういう人が、一応、それを担っていくということ。それに、できる限り地域全体で一緒に取り組んでいしましよということなんで、これが、じゃあ、全く、その農業の振興に役立つかないかと言われると、制度そのものを活用することによって、それは十分とは言えなくても、プラスになる部分は、そういう経費ですね、だから、どうしてもできない時には、

地域でできない時には、そのお金を使って、また誰かに委託をすると、そういうこともできるわけですから、そういう工夫をしてくださいという制度です。今、金谷議員の言われるように、元々ないのにこんな制度つくったって全くこれができない、何もできないじゃないかと言ってしまえばそれまでなんで、そこまでいかないように、何とか頑張ってくださいということ、そういう考え方で捉えていかないといけないのではないかなと思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 全く無駄だとは言っていないんですね。

ですから、これ制度を利用して、そういうふうな農地の保全を図るというのは、町としては、その制度の中からのというのは、それはそれで認めているんですけども、それが農業そのものの振興にはなかなかつながってこないというように思うんですけども。

それから、さっき言った一つ、それで担い手を支える集落共同や担い手以外の人たちを含めて6次産業化に取り組みがやりやすくなると、イラスト入りで、こういうふうに農会長会議なんかでも、そういうふうな説明をされたんですけども、6次産業化、これで米づくりや大豆づくりなんかは、その作物つくる自体は担い手が担当するとしても、地域の人は、ですから6次産業化につながるんだというふうな、この多面的機能支払制度で、具体的に今の段階では、ちょっと、26年度、今年からやられているんですけども、それについては、その6次産業化につながるような目途うかぬ、目安みたいなのが、この事業の中であるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 横山農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 現在のところ、特にそういう動きはありませんけれども、先ほど申しましたように、その農家の方、個々の負担が若干減るというふうなことと、あと、地域の中で協議の場がたくさん持てるようになるのではと考えております。

そういう意味で、例えば言い方悪いんですけども、おばちゃんたちが寄られて、うちは何かつくりやというふうなことで特産品といいますか、作物つくられて、それを加工して売ろうとかいうふうな話も発展する可能性がございますので、そういう意味で6次産業化につながるという事業の内容かと考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） そういう可能性も含んだ制度の政策ですから、現時点では、なかなか難しいかなと思うんですけども。

次にその、農地中間管理事業、補正予算でも出ましたけれども、補正予算でこれがあわせて、名前が変わって 2,100 万円補正されましたね。それについても、当初の案では政府が出している農家が期待したところでは、説明欄で、これは、のうせい佐用ちくさ川の、

この資料があるんですけれども、農地中間管理事業が始まりましたということなんですけど、貸し手と借り手の間に農地中間管理機構、兵庫みどり公社が入って、農地の借り受けや貸し付けを行います。

現状は、さっきモデル事業となっている東徳久でやられていると。元々、東徳久、モデル地区になっていますから、言うたら東徳久は、その地域の人がやって、東徳久の営農組合いかその組合法人ですか、それがやっているということですから、その今までと何が違うのかなと思うんですね。

そのみどり公社に預けても、中間にそれが入るだけのことであって、貸し手も一緒やし、借り手も一緒だということになれば、この制度が補助金なんかも出ますから、これ利用するのはそうなんですけれども、これによって、佐用町の農業、ちょっと変わったのかなと。あんまり変わってないような気がするんですけれども、その点は、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 国の制度ですので、私ごとにかく言うすべはございませんけれども、現実が変わっておりません。

ただ、貸し借りの期間が 10 年という長期になります。そういう意味で、貸す側におきましても、借りる側におきましても、そういう意味では、長期的な営農の目標は立てれるかと思えます。

後、モデル事業ですので、やはり個人としましても実績が必要かと思われまます。そういう意味で内容は変わりませんが、変わらないということと、あと面積のほうも 8 割以上集積をされております。そういう意味では、この地域の中で営農組合が中心的な役割を担って、より活発に農業のほうが維持できるんじゃないかということを考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷英志君。

8 番（金谷英志君） 元々これ、案が出た時には、高齢化して耕作できなくなったら引き受けてくれる、整備した農地が借りられる。農家や担い手が期待したんですね。この制度については。ですけど、この中間管理機構に集約する土地については、耕作放棄地が機構に滞留することは避けるべき。

ですから、今ある耕作放棄地なんかは、中間管理機構で、それ引き受けませんよということなんです。

ですから、今、東徳久なんかは、まだ、優良な農地やと思うんですね。まとまってもあるし、ほ場整備もきちっとされてますから、そういうことでしたら、中間管理機構に預けようという人もあるし、借りようという人も出てきますけれども、なかなかほかの佐用町内にある急傾斜地、中山間地域にとっては、なかなか集約できにくいという面があろうかと思うんですけれども、一つは、私、東徳久はモデル地区ですけど、優良なモデル地区だと思うんですね、佐用町の中でも。それを全体に、佐用町のモデルを佐用町の全体に広げていこうと思えば、耕作放棄地なんかもちきちんとなって、それを整備した上で集約できるような方策が佐用町にとっては、これ必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） この制度が発足をしてスタートをするにあたり、国においても初めての、こういう管理機構をつくるという中で、確かに一つのモデル地区を選定して、実績とといいますか、実際に、その手続ですね、10年間委託して、管理、そこに委託をするということですから、契約をしていくということですから、そういうことからスタートして、金谷議員も言われるように、これから本当に必要な、これから荒廃し遊休農地になっていく土地をしっかりと管理し、その兵庫県においては、みどり公社が一元化して対応をするということなんですけれども、そのみどり公社と契約をすれば、そういう借り手が、きちっと耕作をしていただくということができることが理想なんです。

そういうふうに、これから努力、努めていかなきゃいけないというふうに思いますし、ただ、私も、この制度が出た時に、非常に期待というんですか、この制度が本当に力を入れて、主とした管理機構が、しっかりと貸し手と借り手、ここをですね、安定的に長期間にわたって、きちっと管理ができれば、非常に今の状況の中で、かなり解決ができる部分があるのかなという期待はしたんですけれども、ただ、現在のところでは、そういう借り手のない農地については、受けないというような、取りあえず、その方向も出ておりますので、それでは、あまり大きな効果が上がらないのではないかなという、それは、私も国の制度なんで、その国の制度として活用といいますか、できる部分はいい面は捉えて、町としても取り組んでいきますけれども、これが、どこまで、どういうふうに本当に有効になっていくのか、制度としてね。そのへんは、私自身も懸念はしております。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 今、新聞報道なんかでも、養父市が特区になったというて、新聞報道でもされてますけれども、これは養父市のやっていることが全国でも、農業関係については一つか二つぐらい、養父市が全国で唯一と言っていいぐらいの農業特区らしいですね。それで、新聞、神戸新聞なんかでも、地元の新聞ですけども、それが、ようやるんですけども、それが、町長の、その見解をお伺いしたいんです。

特区について、どういうふうに思っておられるかということなんですけど、一つは、農業特区の一つは、やっぱり農業委員会の規制緩和ということで、町長自身が、土地の使い方については判断できるような、そういうこともやられてますけど、それで、新聞で見ますと、いろいろ企業のほうも来て、中心、これ規制改革会議の中心的になったのはローソンの社長とか、それから住友物産の商社の社長さんなんか、その農業特区については推進されたいふう聞いてるんですけども、ですからメーカーとしては、そのメーカー流通業者にしては、そういうふうな特区を設けてもらって、土地を自由に使えるというか、そういうふうになればいいんでしょうけれども、それが果たして、その地域にある農業、農業者、農民の、それが収益につながるかと。企業は、それ来て、もうかるんでしょうけれども、そこで働く人も地域の人なんでしょうけれども、その利益自体は、やっぱり中央のほうに吸い上げ、ローソンなり住友物産なりが吸い上げてしまうというふうな企業になってくる。その特区のいうふうな意味合いがあるんじゃないかと、私、思うんですけども、

特区についての、ちょっと見解があれば。町長。

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 特区について、質問出てましたか？

8番（金谷英志君） 出てないです。

町長（庵途典章君） 今、養父市の農業特区というのが、報道ではいろんな形でたくさん出ています。

これが農業改革、こういう改革の旗手のように出ておりますけども、その中身ですね、それは、私も詳しくはなかなか分からないし勉強もしてませんけども、あまりにも、先々、報道だけが先行して行って、特区になれば何かすごいバラ色の農業が、これから展開できるというふうに誤解をされる場所があるんじゃないかなと。決して、そんなに甘いものではないなというふうに思います。

特区で、一つは農地の転用ですね。ここにも出ていますけれども、これから農地法の改革の中で、企業が農地を持てるとかですね、そういう道が開けてくるとかというような形になるんですけれども、これにしても、現在でもその方法はありますし、当然、今後の農業の中でそうした流通まで含めた生産、川上から川下まで、一連のきちっとした計画のもとに生産をしていくという、こういうやり方というのは必要になってくると思うんですね。

そうした時に、どうしても企業という流通を持っている大きな商社なり、また、大手のスーパーとか、そういうところがその農業に参入をしてくるという形、これが生まれることによって、先ほどお話のように、なかなか地元で担い手といっても、担い手自体がない、農地の荒廃が進んでしまうと。そういう農地を、本当に活用して、こういう農業生産が、そういう形に変わってできていくなれば、それはそれで私は、地域にとってもプラスになる部分が非常に大きいというふうに思います。

ただ、そのことがどの農地でもできるかという、それは難しいと思いますし、現在、特に荒廃して遊休農地になり、また、それが荒廃しているところというのは、非常に条件の悪い土地から、当然、なっているわけですよ。で、そういう土地を、大々的に大規模農業に転用できるかという、それもまた、大変厳しい、難しいわけです。

ですから、この特区という形で、一つの規制を緩和して、いろいろな企業の参入等を促しておりますけども、国としてそれが必要であれば、別に特区ということをする必要はないんで、全体でやればいいんで、その養父市だけ特区をとったところだけがですね、そういう政策ができる。また、それが成功するという事ではないと思っております。

ただ、一つはそういう取り組みの先頭を切って、一つの例をつくっていったんですね、いいものを全国に広げていくというふうに、やっぱり解釈をしていかなきゃ、今の段階ではしていく必要があるのかなというふうには思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） 町長が言われるように、佐用町にあのモデルが当てはまるかどうかいうて、私は、懐疑的なんですけれども、その、農協の改革に移りたいんですけれども、農協が、先ほど、町長が言われたように、一つ一つの単位の農協がJAの支店というか、そ

れが競争に負けたとか、淘汰されるというような感じで言われたんですけども、それがデメリットとして挙げられているということなんですけれども、言われているのは、農協の家の光という雑誌、農協が発行しているのがありますけれども、そこで農協自身が、その改革に取り組んでいるという中で挙げているんですけども、単位農協の経営にとって影響が大きいのは、信用共済事業の農林中金や全共連への移管、窓口代理業化ですと、こういうふうに言っているんですね。

というのは、その一つ、農協、事業、営農なんかについて、営農とか共済、保険ありますけれども、それと全部総合事業として農協は不採算部門についても、それを農業、営農のほうにも、それに取り組んでいくというふうな、全体で見た中でやるんですけども、このもうけた部分だけを切り離してやりますと、それが農協自体、営農、肝心の営農が立ち行かなくなってしまうということがあるんですけども、先ほど、町長が、それが分離したことによって効率化になって、むしろええような評価されたんですけども、そういう懸念はないでしょうか。

その分離することによって、不採算部門が切り離されていくと。不採算部門というのは、たいてい、農協でしたら営農のほうですけども、そんなんが切り離されていって事業全体で、その地域の農協も、それに影響が受けるというふうに、私、思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 私は、農協の経営者じゃないんで、農協としての経営の中身、推測でしか話ができせんけれども、これはだいたい、皆さん誰もが共通認識しているところだと、そんな大きな違いはないと思うんですけども、農協というのは、本来、農業者の組合として、個々の組合員、農業者組合員の利益を守るために、また、生産活動、農業活動を支援するためにつくられた組織ですけども、しかし、現在においては、農協の経営の大きな柱は金融ですね。共済とか金融に偏って行って、なかなか本来の農業生産、また、農業振興、こういう分野については、農業自体が非常に厳しい経営の中で採算性が非常に低いし、農協全体の経営の中でも、ここの分野については、採算がなかなか合わないという形で、ドンドンと農協が統合したり、合併をしておられますけれども、どうしても金融なり共済、こういう分野に重点的にされてきたというところだと思うんです。

だから、農協が本来の農業に、もっともっと力を入れていくべきだということが、一つ、その裏にあると思います。

これを、農協を解体して、採算性のいいところだけを取って別会社にするとか、また、民間に委託、移譲してしまうとか、こういうことになれば、確かに、私も、本来、農協の経営自体が非常に厳しい、ますます厳しくなった中で、本来の、そうした農業部門に対しての、また、政策も取り組みも弱くなってしまいます。逆に弱くなってしまいう懸念。これは当然、そういうふうな状況が生まれてくる懸念があるというふうに思います。

だから、農協をこういうふうにしたらいいと私は言っておりません。それは、どちらにも、そういう懸念はあると。

ただ、農協も、先ほど言いましたように、特に佐用、地域のこの農協を見ていた時に、ドンドンと農協の支店もなくなりました。それから、JA兵庫西においても、そうした営農センターですね、そういうところの力というのが、私は、やっぱり以前と比べれば、落ちてきているというふうには見ております。

だから、そういう分野に改めて、もっと力を入れていく組織になるべきだと、していただきたいなという思いは持っております。はい。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷英志君。

8番（金谷英志君） 私は、この一般質問で取り上げた、農協いうたら普通の行政ではないですから、一般質問で取り上げる意味というのは、その佐用町の農業にとって、なくてはならない農協というのは、組織だと思うんですね。

ですから、こういうふうに一般質問でも取り上げているんですけども、農協自身が改革をどうするかということは、先ほど言いました農協改革、農協自身が出している改革の中では、一つが地域農業振興を1番に挙げているんですね。地域住民の生活を支える総合事業。営農、経済、信用、共済の展開をすると。

それからJA、これはまた別の事業ですけど、JA版地域包括ケアシステムなんかして、高齢者の生活支援やJAの健康維持プロジェクト、それから3番目には、地産地消や食の教育なども農協として取り組んでいくというふうなことも挙げられていますから、これ今挙げた農業改革案については、町の政策とごつつう絡んでくるところが多々あるんですね。

ですから農協の改革、政府の出しているような、今、案ですから、まだ、これも閣議決定もされてませんから、そういうふうな出して規制改革会議の答申みたいな形で、今の段階ですから、国がやる前に、こういうふうな意見も方針として出される以上は、それに対して、町もそういうふうな、どういうふうにやっていくかということも、やっぱり今もって、来年度予算なんかに反映させていくことが必要だと思うので、私、こういうふうな質問させていただくわけです。ですから、そういうふうな、農協は大切だということで、政府の方針と、先ほど町長言われたように懸念もあるんですね。

ですから、今、農協と一緒に大きな改革として、その提案、政府のほうで改革会議のほうで方針出されていますから、それについては、農協と一緒にやってみようというような、町としても、やっぱりこれについて政府がやることですからではなしに、町も農協の改革についてはどうかということを、農業関係者、特に農協とは話し合っていくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 既に、農業の面で農協に頼らずといいますか、農協から、例えば、いろいろな資材を買ったり、また、農協にお米をですね、販売を委託、出したりですね、そういうことをしていない農業者も、非常に増えているんですね。

で、新たに、今回の養父市の特区なんかで、企業が農業に参入してくるということになると、これも、ますますそういう、これまでの農協という役割が、別に農協じゃなくても、それぞれ、いろんな形で農業生産が行えるという、そういう今、時代が変わってきているという点があるかと思えます。

ただ、農業政策の上で、まだまだ広くは農協と、例えば、米の生産調整とか、作付の調整とか、こういう点については、農協と一緒にやっているわけですけども、これからは農業者の所得を安定させるために、農協が、やはり市場に対して強くリーダーシップが取れるような生産をし、また、販売をしていくというようなことが、やっぱり求められているんだと思うんですけども、逆に、先ほど言いましたように、農協以外のところが、かな

り、そういう分野に進出して、既に、そういう時代になってきているという点で、なかなか現在の農協自体のこのあり方というものがやっぱり今、逆に政府が言う前に、時代的にも変革の時を迎えているのではないかと思います。ですから、全中がですね、これを廃止すると。

私らも、この農業組織として、この地元のJA兵庫西とかというところは、ある程度、既に、いろいろと関係の中で、状況は知っておりますけれども、その上の組織というのは、なかなか分かりにくいんですね。

全中があり、それから全農がありということで、そういう過去の非常に古い、過去から存在してきて、組織だけが非常に大きくなっている点もありますから、そうした現在の時代の中で、あまり存在意味のない組織というのは、当然、これは必要ないということだと思っておりますけれどもね。

農協の改革がこれだけ言われて、農協自体もいろいろと中で、今後どうすべきか、どうあるべきか、どうその地域の中で生き残っていくのか、これは議論をされていると思います。

そういう話を一緒に聞かせていただくということが必要かと思います。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷英志君。

8番（金谷英志君） その政府の方針を取り入れるということも大切。それを踏まえて、佐用町の農業振興にやれるような取り組みを求めて、次の質問に移ります。

次は、介護保険見直しでサービス後退にならないか伺います。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療・介護総合法案が6月18日に成立しました。

この介護保険制度の見直しのキーワードは、適正化・効率化・重点化で、適正化は範囲の縮小、効率化は費用の削減、重点化は対象の限定に読みかえられます。これは、介護の社会化の理念を放棄し、公的給付を削り込んで介護の責任を再び家族や地域に押しつける、いわば介護の自己責任化というべき方向を徹底させる内容です。

そこで、この見直しに当たっての町の対応を伺います。

要支援の人が利用する通所介護・訪問介護の見直しとして、全国一律の基準で運営される介護給付によるサービスは廃止され、町が独自に実施する新たな介護予防・日常生活支援総合事業として代替するサービスが行われることになるが、この総合事業によってサービスの後退や利用者の負担増にはならないか。

2、総合事業で要支援者への支援がボランティアなどに代替されれば、訪問介護・通所介護の事業所は、利用者が減り影響が多大と見込まれるが、これへの対応はどうか。

3、介護労働者の賃金は、他産業平均に比べ10万円近く下回っており、離職者が絶えない一つの要因とも言われています。介護労働者の処遇改善にどう取り組むのか。

4、特別養護老人ホームへの入所が来年4月以降、原則、要介護3以上に限られます。要介護1・2の特例化によって在宅の受け皿がない事態が想定されるが、これについての対処はどうか。

議長（石黒永剛君） 答弁をお願いします。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員、二つ目のご質問であります介護保険見直しでサービス後退にならないかというご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の総合事業によってサービスの後退や利用者の負担増にならないかと、2点目の介護事業所は、利用者が減り影響が多大と見込まれるが、この対応はどうかについてでございますが、今回の介護保険制度の改正では、地域包括システムの構築が挙げられております。これは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため介護、医療、生活支援、介護予防を充実することを目的としております。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、高齢化が進展する中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援ニーズに地域全体で応えていくために、予防給付のうち、訪問介護、通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へ移行し、平成29年4月までに全ての市町村で開始することとされております。

佐用町において、要支援者の方が利用されております訪問介護、通所介護については、介護給付全体に占める割合が約49パーセントを占めております。介護事業所による既存のサービスに加えNPO法人、民間企業、住民ボランティアなどによる多様なサービスの提供が可能となりますので、サービスの後退や利用者の負担増にはならないと考えております。

また、専門的なサービスを必要とする人には、専門的なサービスを提供する介護事業所が必要となりますので、事業所の利用が減り、影響が多大になるとは考えておりません。

また、総合事業の内容についても、利用者の負担や事業所の影響なども考慮し、慎重に進めていきたいと考えております。

3点目の介護労働者の処遇改善にどう取り組むかという点についてであります。介護職員については、離職率が高く、人材確保が難しいなどの状況でございます。これは介護職員の賃金が低いなどの処遇の問題が一因であるというふうに言われております。

賃金をみますと、介護職員の賃金水準は産業全体と比較して低い傾向にあることは事実であります。他の業種との賃金格差を縮め、介護における雇用を安定させることにより、優秀な人材を確保していくことが重要となってきております。

こうしたことから介護職員の処遇改善を進めていくことを目的とした介護職員処遇改善交付金が平成21年度に創設をされ、平成24年度からは、介護報酬処遇改善加算として報酬に組み込まれております。この処遇改善加算は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、介護職員の賃金改善に確実に充てられること。また、介護職員が将来展望をもって介護の職場で働き続けることができるよう、処遇改善に取り組む事業者へ支給するものであります。

これまでにおきましても、介護職員の処遇改善に取り組んできておりますが、この問題については、介護報酬単価という全国的な問題でございますので、今後におきましても国の動向を見て対応していきたいというふうに考えております。

最後に、4点目の要介護1・2の特例化によって在宅の受け皿がない事態が想定されるがどう対処するのかという質問でございますが、現在、佐用町において特養の入所申し込みをされている方は211名いらっしゃいます。このうち要介護1・2で在宅の方は、約37名と把握をいたしております。

今回の改正では、特別養護老人ホームの新規入所を、原則、要介護3以上に限定するとしておりますが、特例で特養は、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として重点化する方針を維持しつつ、軽度の要介護者であっても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められた場合には、市町村の関与のもと、施設

ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に特養への入所が可能というふうにされております。

要介護1・2でも入所が必要と考えられる例外ケースといたしまして、一つは、認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要である方。

二つ目に知的障害・精神障害なども伴って、地域での安定した生活を続けることが困難である方。

三つ目に家族によるサポートが期待できず、また、現に地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められない方。

四つ目に家族などによる虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠である方などの場合は、例外として入所が可能とされております。

また、今年度は、第6期介護保険事業計画の策定年度でございます。団塊世代の方が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができることを策定方針として、介護保険運営協議会において自助、互助、共助、公助の視点のもと、住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らすため、自らの健康管理、生活環境の整備、元気高齢者の活動支援と社会参加の促進、高齢者への支援体制の強化、地域福祉活動の推進など、高齢者を支える体制づくり、また、社会資源の有効活用や関係機関との情報共有等の連携強化などを協議し、第6期介護保険事業計画を策定したいと考えております。

今回の介護保険制度の改正も、平成37年に向け地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための大きな改正であります。

佐用町の現状をしっかりと把握をし、介護保険運営協議会において協議を重ね、介護保険サービスの後退にならないよう対応してまいりたいと考えております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷英志君。

8番（金谷英志君） まず初め、総合事業についてお伺いしたいんですけども、総合事業については、運営、人員、単価など国として一律の基準は定めないとしながら、総合事業の事業費の伸びは、75歳以上の被保険者の伸び以下というふうに、事業については上限があって、中で一律の基準は定めないとすると、そうなったら、もう今まで以上にはならないというふうな解釈でいいのでしょうか。どうでしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。

地域支援事業につきましては、従来から、各市町村で独自の任意事業というのを取り組んでおりました。

特に、今回の訪問と通所につきましては、やはり地域とこう、地域密着ではないんですけど、地域と関連が深いサービス体系、そして利用者のメニューに沿ったサービス内容というのが、やはり地域と密接関係にある事業所のほうからも、また、地域のそれぞれ利用されている方からもいろんな意見が出ていると。その中で国が、大きく今回、改正とともに

に市町独自の、要するに特色のあるサービスメニュー、または、単価設定。特色のある単価いうのではないんですけど、単価設定ができると。

逆に言えば、今まで、こういうサービスだったら地域生活支援事業ではなくて、今の訪問介護、または通所でできなかったメニューであっても、市町村独自で、このメニューならば、いや 30 分の利用ができますよという独自のことが、例えば佐用町でできますよと。その単価も佐用町で設定できると。

ただ、その単価につきましては、あまり金額の上限を高くしますと、今度は 1 割の利用者負担。今回、改正で 2 割もあるわけなんですけど、原則的には 1 割負担になります。で、低廉な価格にしますと、事業所の負担にはなります。少ない報酬になりますので、そのへんは、慎重に協議会等でも協議を重ね、また、近隣市町との絡みがございますので、そのへんも十分協議してまいりたいと考えております。サービス面については、逆に選択ができるという面では、町として改正はそのまま進めていきたいというように思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 質問の趣旨は、要介護、要支援 1・2 が除外されることになって、元々の上限は、先ほど言ったように、総合事業の事業費の伸びは、伸びですよ、伸びが決まっていますから、高齢者はドンドン増えていく、自然増になるにもかかわらず、伸びは抑えるという、上限が決まった中で、要支援 1・2 が除外ということになれば、町の事業として、介護保険事業じゃなくなるということは、町の事業としてやるのであれば、やっぱりそれは、増えていく分が切り捨てになるというふうには思うんですけども、そういう質問なんですけれども、どうでしょうか。

いろいろ事業は選べると課長は言われるんですけども、得られた中で、上限が決まっている中で切り捨てにはならないかということです。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） 現在の訪問介護、訪問介護関係とか通所介護につきましては、従来どおり事業所、町内事業所たくさんございますけど、そのまま利用ができますので、何ら利用者に対して問題があるとか、そういうことはないと思います。

それから、対象者につきましても、要支援の対象者が増えるかどうかというのは、それぞれ認定審査をしなくてはいけませんけど、65 歳以上の対象者というのは、今後、人口動態等でも、いろいろ議会のほうでも数字が出ておりますけど、だいたい 6,000 数百名が、今後は維持されるような状態にはなっているのではないかなというふうに思っております。

ですから、サービスの的には問題はないかなというふうに思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） その介護保険事業から、要支援 1・2 が、介護保険事業でなくなる

という認識なんです。そうではないのでしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） 抜けておりましたけど、あくまでも介護保険法の中で動きます。今、私どもが説明を受けておるのは、あくまで保険料、それから、それぞれの交付金、補助金、後は皆さん方の保険料の中で動くというふうに私どもは聞いております。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） 介護保険制度がそもそも始まった当初は、保険料を納入して要介護認定を受ければ、専門職による必要な支援を受けることを保障する制度。いわゆる介護保険を受ける権利というのが保障されているわけですね。

今度、総合事業になったら、それは、権利が保障されたものではなしに、やっぱり事業、全体の法律の中ではあるんでしょうけれども、権利ではなしに選択できるという幅、そういうふうに取り立てますけれども、やっぱり要支援1になっても介護保険制度の中で、やっぱり権利は保障されるというふうな答弁でよろしいでしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 国の見解と、僕の見解がちょっと違ったら具合悪いんですが、国は正式に見解を述べていると思うんですけど、あくまで要支援からの対象者の方につきましては、介護保険法の中で全て対応しておると。

ネットなんか見ますと、いろいろ議論はあるようでございますけど、今の段階では、国のほうも、厚労省のほうも、あくまで介護保険の中でやっていくということでございますので、従来の負担割合も、当然、変更ございませんし、ただ、サービスメニューが市町独自で対応し、今回の項目につきましても、単価等も対応していけるという説明ということで、これが遅くとも 29 年、経過措置はありますけど 29 年 4 月を目途に、各市町村は進めていくということでございます。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） その要支援を受けた人に、介護サービスを受けたいと訪れた人、その今度は、自治体の窓口としてチェックリストをすると。要介護認定を受けたにもかかわらず、チェックリストを窓口でやると。チェックリスト、その基準みたいなのは示されているのでしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） ちょっと、そのへんの細かいチェックリストというのは、僕も、まだ見ておりませんので、ちょっと分かっておりません。はい、以上です。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） その要支援1・2の人が軽度者という国のほうとしては認識なんですね。そういう位置づけなんですから、要支援者は重度化を防ぐためにも、やっぱり専門的なケアが必要だと言われるふうに介護事業者や介護事業所からは、そういう政府の方針が出された時に出ているんですけれども、その重度化を防ぐという意味で、やっぱり要支援についても、それは今までどおり、介護保険制度の中で、その支援に対する、その制度を受ける対象ということで捉えていいんでしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） 先ほどの町長の答弁の中にありましたけど、制度は一部地域支援事業に町が独自で単価設定もできる。サービスメニューもできるというふうに言いましたけど、あくまで専門的なものにつきましては、答弁でもありましたように従来の介護専門の事業所、町内にも幾つもありますけど、その利用が当然できます。ただ、いろんな基準は当然ありますけど、今までどおりできるということなんで、その点は問題ないと思っております。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） 専門的なサービスを必要とする人は、どういう状態の人で、それは、誰が、どのように決めるかということ。国会の、その中で、いろいろ議論された時に聞かれているんですね。田村厚生労働大臣でしたけれども、その時に、どういうふうに決めるかいうたら、7月末までにはガイドラインの素案を示すというふうな国会答を弁されているんですけれども、そのチェックリストなんかについても、素案はやっぱりまだ示されていないんでしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） 私のほうは、まだ、確認しておりません。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） それから、介護報酬のことでお伺いしたんですけれども、費用を削減する。要支援 1・2 を、これなれた、ボランティアもやれる、民間企業もやれる、事業所の中で、そのボランティアと一般の介護受ける料金払ってする人と、事業所が混在してくると思うんですけれども、ですから、その中で、介護労働者の賃金が、ボランティアというふうな、ボランティアは、ボランティアですから、低い方に合わされてきて、介護報酬そのものが下がってくる懸念があると思うんですが、その点は、懸念はどうでしょうか。ボランティアを、そういう介護労働者にとってかわられるというふうなことも出てくるかと思うんですけれども。

介護報酬は、先ほど言われたような、今、これまでも改善されるような政策も取られてきて、それでもなおかつ、2012 年の統計では、初の質問で言うたように少ないんですね、介護労働者。今まで政府のほうとしても改善するような、そういうふうな政策も取ってきたんですけれど、にもかかわらず、まだまだ介護労働者の報酬は少ないということもありますから、さらにまた、これ、ボランティアと一緒に賃金というようなことになれば、やっぱり介護労働者の賃金は、もっと下がってくるんじゃないか。そういう懸念があるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） まず、介護報酬につきましては、先ほども町長の答弁と同じで、21 年が交付金、それから 24 年からは介護報酬単価に組み入れられた。

そうして、政府のほうからも答申された安倍総理のほうにも、この 27 年の 4 月からも消費税の増税を見込んだ形で介護報酬も改正していくというような形の、多分、答弁がされていると思います。

ですから、報酬単価につきましては、国の基準に基づいて、我々も対応していきたいと思えます。

それから、先ほどから出ております多様なサービスの関係でございますけど、これは、国が期待をしている一つの例で申し上げますと、一定の時間の支援の基準をいただいた、その中でも、例えば生活援助の 30 分のメニューを、例えば、どこどこ事業所をお願いしたいという場合であっても、この方が、そこに生活介護頼んだ場合は、必ず 30 分の、このサービスを受けないといけない。

でも、私は、このサービスでなくて、例えば、例えばですね、例えば、洗濯物を入れてほしいだけなんやと、極端に。その介護専門員が行かなくても、一般のボランティアの方、NPO なりそういう方が、例えば対応できるような形を取れば、低単価の利用者負担でできる。そういうメニューを市町村独自でもできますというのが、例としては挙がっているのは、挙がっておるんです。そういうのを国のほうは期待して、従来の専門的なマネージャーが行く、ヘルパーが行って身体介護、家事援助等もやって、それはもう、従来どおりのサービス、事業所でやっていくということで、具体的には、そういうボランティアを期待しているのではないかなと、そういう NPO 法人というふうに思っております。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） その専門的なやつを、先ほど言うたように、誰が判断するかというのは、その利用者の人が、私は専門的なサービスを受けたい。ボランティアじゃなしに、専門的なサービスを受けたいという場合に、誰が選ぶか、誰が決めるかというたら、やっぱりそれは町が決める、責任持つて。それができるかという質問、趣旨はそういうことなんですね。

ですから、今までの改正、法律が変わってサービスをきちんと受けれるか。課長は、全然、今までと変わりませんと言われるんですけど、要支援1・2が除外になった中で、いろんな多様なサービスという中で、それをボランティアに任すいうことになれば、それも利用者が選択できるんだと言われるんですけども、それが、果たしてそれが選べるか。専門職、私は、専門的な介護の人に受けたいというふうになるかどうか、ちょっと私は疑問だと思うんですけども。

それから、特別養護老人ホームの要介護3、新たにですけど、新たになれば、要介護3以上に限られるいうことになれば、今、待機者、町長言われたように、在宅では37人、佐用町内でも。いろいろ重なって申し込まれるところもあると思うんですけども、それでいけば、元々特養に入れない人が在宅になるとなれば、在宅ケアの人員なんかの体制も、やっぱり町としてとるべきだと思うんですけども、介護福祉士とか、それから保健師。保健師については、介護だけでなしに全体、町全体の健康づくり事業にかかわってきますけれども、そういう保健師なり介護労働者、認定者の介護の事業者のケアマネージャーなんかの体制も、やっぱり地域包括が重点を置くということになればね、在宅に重点を置くとなれば、町としても、その在宅ケア、地域包括センターの体制を、やっぱり取るべきだと、十分と思うんですけども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） そういう専門的な、必要な介護が受けれるかというご心配なんですけれども、これには、先ほど金谷議員もお話のように町の保健師、また、ケアマネージャー、ケアプランナーですね、その方にとって必要な介護について、当然、相談して、見て、ちゃんと適切なプランをつくるということ。これはもう前提です。

ボランティアにそういう介護をお任せするというようなことはあり得ませんし、そんなボランティアは、なかなか確保、当然できないと思います。

ですから、そういう方は、一部、それはボランティアとして、いろんな形で介護なりケアをしていただける方がいらっしゃっても、基本的には、これは、在宅と言っても、全て100パーセント家で介護するというのではなくって、現在のデイサービスでありますとか、地域密着型の施設、そういう施設の活用を、当然、されておりますし、これからも、そういうサービスになっていくのではないかなと思います。

で、地域密着型、小規模多機能、こういう施設もこれが全て特養と同じになってしまうのは、また、困るんですけども、一部、そのへんを補完するようなねショートステイでありますとか、ある程度、その状況によっては、この小規模多機能の介護施設で施設介護的

な、入所的な介護もある程度やむを得ない、やる。そのへんは、そこの判断の中で実際に実施をしていただいておりますから、今後、国の制度として、これが選定された時に、それに対応できるような、また介護計画の中で、そうした特養は、新たに、なかなかつくることはできないでしょうけども、現在の小規模多機能の施設でありますとかデイサービスの施設とか、こういう点について必要な量、充実ですね、こういうことは、やっぱり考えて行かなきゃいけないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） 全国では、介護心中など痛ましい事件が絶えず、毎年10万人以上が介護退職を迫られています。家族介護のために学業や就職をあきらめ、未来が閉ざされてしまう10代、20代の青年が17万人以上に上ると言われています。単身高齢者世帯が増加する中で、介護保険制度からもはじき出され、介護者もなく、病院、老健施設、お泊りデイサービス、無料低額宿泊所等を漂流させられる高齢者が社会問題化しています。佐用町では、介護サービスを後退させない取り組みを求めて質問を終わります。

議長（石黒永剛君） 金谷議員の発言は終わりました。続いて5番、竹内日出夫君の発言を許可します。竹内君。

〔5番 竹内日出夫君 登壇〕

5番（竹内日出夫君） こんにちは。5番、公明党の竹内日出夫でございます。

今回、私は、2点の質問を行います。

第1点目は、町独自の奨学金制度の創設について。第2点目は、前回に引き続いて、犯罪のない町づくりについてであります。

それでは、第1点目の町独自の奨学金制度の創設についてお伺いいたします。

厚生労働省によれば、18歳未満の子供の約6人に1人は、国民の標準所得の半分に満たない世帯で暮らしています。背景には、非正規雇用者の増加に加え、シングルマザーなど「ひとり親家庭」の貧困が進んでいる問題が指摘されています。こうした家庭では、経済的事情で子供が進学を断念、あるいは志望先をやむなく変更したり、また高度な職業技術を磨く機会に恵まれないケースも少なくありません。その結果、安定した仕事に就けず、社会人になっても困窮した生活から抜け出せないことも珍しくありません。

生活困窮と低学歴・低学力には相関関係があり、将来の保護費抑制のためにも、子供への学習支援が有効であります。

親から子への貧困の連鎖を断ち切るためには、教育や生活への支援が求められますが、貧困のため教育の機会が奪われることのないよう、町独自の教育支援により若者が佐用町に生活の基盤を持ち、定着する方策として、次の3点についてお伺いいたします。

その1点目は、自宅から遠距離通学している高校生、大学生あるいは専門学校生への経済的負担を軽減するため、低金利の町独自の奨学金制度の創設はどうか。

その2点目は、意欲と能力のある子弟が、安心して学業に専念でき、また、郷土佐用の発展に寄与するため、卒業後、ある一定期間、例えば、少なくとも10年間は町内に居住し、町内の企業に就職した場合は、給付型奨学金あるいは低金利の奨学金とする制度の創設はどうか。

その3点目は、卒業後、ある一定期間、例えば少なくとも10年間は町内に居住し、また、町外の企業に就職した場合には、低金利奨学金としたり、所得連動型奨学金とする制度の創設はどうか。

いずれにしても、やる気のある子供の能力を伸ばし、郷土に愛着を持ち、佐用町の発展に貢献するため、そして生涯この町に住み続けてもらうため、地方創生が叫ばれている今、この提案の制度が前向きに検討されることを期待して、この場からの質問を終わります。

議長（石黒永剛君） はい、教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

私のほうから答弁させていただきます。

竹内議員から町独自の奨学金の創設についてのご質問を受けております。

まず、高等学校及び高等専門学校・専修学校への進学の場合の奨学金制度でございますが、所得により制限はあるものの、公営財団法人兵庫県高等学校教育振興会の奨学金制度がございます。国公立と私立、通学の方法の違い、家族の所得の制限などもございますが、無利子で貸与される制度でございます。

また、大学生あるいは専門学校生につきましては、独立行政法人日本学生支援機構等において、無利子あるいは利子付きの奨学金制度がございます。このほか、大学等については、何かしらの審査はあるものの、様々な団体による奨学金制度が準備されているところでございます。

高等学校の奨学金制度の、西播磨地域の各市町の状況を紹介させていただきたいと思っております。

まず、太子町、上郡町では奨学金の制度はございません。赤穂市においては、母子世帯、父子世帯、父母のない世帯に限り、月額1万8,000円の支給制度がございます。また、相生市につきましては、年間3万6,000円以内、交通費2,000円以内の支給制度がございます。宍粟市においては、支給人数を40人以内と限定し、年間5万円の支給制度。たつの市においては、毎月、公立高校は1万円、私立高校は2万円の無利子での貸付制度となっております。

県の高校の奨学金は、無利子の貸与制であるものの、残念ながら、滞納問題が多く存在しているのが現状でございます。制度については、慎重に審議する必要があると考えております。

佐用町独自の奨学金制度を創設にあたっては、一つには、組織の設立とその運営のあり方。二つには、創設当初の資金の財源。三つには、延滞等が発生した場合の返還金の回収促進策。四つには、給付奨学金の場合のその是非と毎年の財源、最後に無利子奨学金の貸与基準の設定等、様々な検討課題が考えられると思っております。

特に、貸与の制度につきましては、返還金はその財源となることを基本とすることが多く、滞納があった場合には、その不足分を補てんするために、毎年、町予算で補助金を計上していくことになり、町予算に少なからず影響を与えることが考えられます。

大学生等への奨学金制度も、高校と同様、返還の滞納や創設にあたっての課題がある現状から、各大学での授業料免除や様々な団体の奨学金制度を積極的に利用していただけるように情報提供が必要ではないかと考えます。

以上の点から現時点では、佐用町教育委員会としましては、高校への奨学金制度は、現行の兵庫県高等学校教育振興会を最大限活用できるような情報提供、大学生等への奨学金

制度については、関係する各課と共に、各種団体の奨学金制度の情報の提供を積極的に行うことで対応したいと考えております。

次の2点目のご質問につきましては、3点目のご質問と類似しておりますので合わせてお答えさせていただきたいと考えます。

卒業後、ある一定期間、例えば10年程度町内に居住し、町内の企業に就職した場合、また、町外の企業に就職した場合の各種の奨学金制度の創設についてでございますが、一定期間、ここでは、例えば10年間とされておりますが、高校生、大学生に学校卒業後、佐用町に住み続け、就職することを受給の前提とする奨学金制度は、学生自身の将来の選択肢が制限されるようにも思われます。

このため、前にも述べましたように、現在ある奨学金制度をできる限り活用していただきたいと考えているところです。

また、奨学金の制度ではございませんが、近隣の市では、定住施策の一環として、奨学金を受けて大学等に進学し、卒業後にUターンして住まれる方や、就職等で市に移り住まれる方が返還されている奨学金の一部を補助する制度を設けている例がございます。

高校生、大学生は自身の将来に希望や夢を持って、学業に励んでおります。その夢をかなえるために、一時的に佐用を離れて都会に出て行くこともあろうと思っておりますが、その方たちが佐用町に帰郷した時に、佐用町に住み続けたいと思えるような支援制度は、町はもとより個人にとっても有効なものと考えますが、このような制度についても受給資格、支援額等について、十分な協議・検討を行うことが必要と考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、この場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、竹内君。

5番（竹内日出夫君） 私が質問させていただいた趣旨といたしましては、若者に、この佐用に住んでほしい。そのための職業訓練、あるいは学力の向上、そのために佐用町独自の奨学金制度を設けてほしい。このような趣旨で質問させていただきました。

それから、現在、高校生、大学生、あるいは専門学校生は、どのくらい、佐用町出身の人ですけれども、どのくらいの奨学金、何人が受けておりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 勝山教育長。

教育長（勝山 剛君） 県ですね、先ほど申しました高校の奨学金の利用数ですけれども、高等学校1年生で6名、それから2年生で6名、3年生で9名、合計21名でございます。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5番（竹内日出夫君） 大学生は分かりませんか。

教育長（勝山 剛君） 大学生については、掌握できません。よろしく申し上げます。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい。

5番（竹内日出夫君） それから、町内から姫路、たつの、あるいは津山のほうに通学している生徒の数は、把握をしておられますか。

[教育長 挙手]

議長（石黒永剛君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 正式な人数につきましては、掌握しておりません。  
途中で学校が変わるとか、そういう状況もございますので、お許しいただきたいと思  
います。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5番（竹内日出夫君） 遠距離通学の子供さんの家庭にとっては、いわゆる交通費、これも非常に負担になるということも聞いております。これらの方々には、月 5,000 円なり 1 万円なりの、いわゆる奨学金、通学の援助金のような性格もあると思うんですけれども、こういう奨学金といいますか、援助金の創設なんかはいかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） まず、教育長から答弁していただきました。その趣旨は、竹内議員が最初に言われております、経済的理由によって、その子供たちが、この進学なり、自分の勉強したいことができない、そういうことに対して、まず、支援ができないかということ。その趣旨の中で教育長から、まず、答弁をさせていただいております。

ただ、もう一つ、その竹内議員、今、お話のように、いわゆる人口定住策、若い人たちが、できるだけこの地域に残っていただく、その一つの政策として、奨学金というものを活用できないかということ。この二つは同じようなところもある。内容は、ひとつかぶるんですけれども、厳密に言えば、非常に趣旨が違うと言いますか、子供たちにとって、その受ける方にとってはかなり違ってくる部分があると思っております。

で、私も以前からこういう問題、確かに、今、母子家庭と言いますか、父子家庭も含めて、非常に増えてきております。そういう家庭の所得というのは、当然、かなり低いというのが普通、平均すれば低いということで、こういう中で、今の時代の中で、ほとんどの子が、当然、高校、そして専門学校、大学、こういう進学を望んでいるし、しているのが普通になってきております。

で、そういう方に対して、町として、何か、もっと若い人たちの夢を、また、勉強、向学心を支えるためにできないのかということは、以前から私も一つの問題として考えてき

ております。

それで、教育委員会にもこういう制度を町として独自にできるかどうか、するためには、どういう課題があるのかどうかということも検討をしていただいたこともあります。

で、先ほど、教育長が答弁されたように、県内でもこういう制度つくっているところ、たくさんあるんです。ただ、ほとんどが高校についての貸付制度とか、また、限定をした中で、運用をされておまして、あまり利用もされてない例が結構あります。

大学については、専門学校も含めて、いろいろなやっぱり日本の国も制度、各種いろいろな団体とか財団がやっていたり、会社が、そういう制度をつくったりですね、日本の育成資金というのは、そういう大きな団体としても、公的にもやってありますし、ほとんどの方が受けようとするば受けているんですよ。

現在、相当の費用が、大学なり都市部に出て、そうした学校で勉強しようとするば、大きな、毎月何十万という十何万のお金がかかりますから、それは、受けられております。

で、高校の場合は、なかなか、そういうことで、確かに遠くへ通われている方もありますけども、それは、選択として私立の学校へ行く。そうすると、かなり遠い。佐用からでも岡山のほうまで通学をしている子もあるわけです。

で、一番、この問題で、すぐに制度が実施できないといいますか、難しい点は、その対象者ですね、それをほかの例のように、例えば宍粟市なんかでも、年間 40 人ということ、じゃあ、その 40 人をどう選ぶのか。たつの市のようにですね、通学 2 万円とか 1 万円とか、ここらになると、なかなか利用もされておられませんし、対象者を選択する、選ぶということ自体が公平に考えた時に、町がする場合に、非常に困難であるというところがあります。

それと、貸し付けになりますと、やっぱりこの延滞金の問題ですね、今、中でも半分ぐらいが延滞してきているというような状況があります。

で、これの業務を町が行っていくというのは、担当課を置いて、また、担当者を置いて、貸付けと回収というようなことにずっと従事していかなくちゃいけないというのも大きな問題です。

そういう中で、財源は町としては、ある程度限定すれば、幾らでもじゃなければそれは確保できると思っております。

特に、一つには、今回の例えば、太陽光の発電事業なんかやって、その収益なんかをですね、こういうことに使えないのかということも含めて教育委員会とも協議をしたわけです。

できれば、その貸付けじゃなくって、例えば、優秀な子なり、先ほど、議員がお話のように町内で必要な人材として育成していくために、こういうことが限定できるのであればそういう形で支給するという、これはある意味ではできるんですけどね。ただ、じゃあ、それぞれ、今、全員の子供たちにとって、じゃあ町内だけで生活、頑張っているのか、やれるのか。職業が選択できるのか。もっと、いろんなどころへ活躍したいと、そういうことには支援がないのかという形になります。

特に、今、福祉や医療の現場、医師の確保が非常に難しいということで、兵庫県でも兵庫県内で医師として勤務する医学生に対しては、相当の援助をするということで、制度を設けてます。

それから、先般も新聞であったと思いますけども、宍粟の総合病院なんか、宍粟の総合病院で勤務をするということを条件にして、月額 20 万円出しているという話がありましたし、例えば看護師においても、非常に看護師が不足している、だから、看護師の学校に行くんについては月額 5 万円を出すと、そういう制度でやっています。

だから、そういうことで限定するのであればできるんですけども、なかなかやっぱり、

私は、教育という全体の面から見た時に、そういう特に限定すること自体にも大きな問題が、一方ではあるということ、その点が非常に難しい点ではないかというふうに思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） 居住の自由。あるいは、職業選択の自由も、当然、保障されねばなりません。

したがって、昔から長男であれば家を継ぐというようなこともございました。長男であれば、お前は佐用町に住んで、佐用のどっかの会社行けというようなことも、当然考えられます。このような方が、高校なり大学へ行くとなった時に、貸与型の奨学金でも創設してですね、与えておけば言うたら言葉悪いか分かりませんが、そういう制度を利用して学校へ行って佐用に居住するということになれば、当然、佐用の企業も人材不足から免れることができますし、また、所得税、その他の住民税等についても佐用に落ちてくると。いつかは、この佐用が潤うのではないかなと思って、こういう質問をさせていただきました。

また、若者が佐用に住み続け、そして佐用町に貢献してくれるために、この制度の積極的な導入を提案して1点目の質問を終わります。

それでは、2点目の質問に入ります。

6月議会でも質問をいたしました。犯罪のない町づくりについてであります。

その時、当局から防犯カメラの設置は、犯罪が発生した場合、その抑止力となると認められた時には防犯カメラを設置する。また、自治会等の団体から設置要望があれば、県や町からの補助金をいただいて設置する旨の答弁をいただきました。

京都市伏見区の連続放火事件、さらには、通り魔事件等についても、防犯カメラが事件解決に大きく寄与していることは、皆さんご存じのとおりであります。

また、本年7月、倉敷市で発生した未成年者略取・監禁事件は、記憶に新しいところでありますが、複数の防犯カメラがとらえていれば、もっと早い解決があったかもしれません。このような人命にかかわる事件も、佐用町で起こらないとも限りません。

本年8月6日の朝のニュースによりますと、大阪の箕面市では、全ての学校の通学路に750台、新たに防犯カメラを設置することが報じられました。これは約70メートルに1台の防犯カメラが設置されることになるそうです。これに対して、住民、なかんずく保護者からは安心感があるとの反響も報じられていました。

そこで、再発防止策ではなく、抑止策のため、また、事件の早期解決のための設置を提案するため、次の4点について、お伺いいたします。

その1点目は、今年4月から学校の統廃合がなされていますが、既に統合された学校については、早急に。来年4月からの統合についても出来る限り早く、効果的に。例えば、正門付近や、正門に通じる主要な交差点など2地点ぐらいへの設置が防犯、また犯罪捜査に有効であると考えます。この点についてお伺いいたします。

その2点目は、今や、モータリゼーションの発達により車がなくては、生活できないような時代となりました。また、ほとんどの事件に車が絡んでいると言っても言い過ぎではありません。

佐用町においては、犯罪を起こそうとする者は車で来て、車で逃走することが十分考えられます。短時間で来て、短時間に遠方に逃走するのに中国自動車道が便利であります。

そこで、中国道インター出入り口への設置が有効であると考えますが、お伺いいたします。

その3点目は、町内でも、過去に消防ホースの筒先が盗まれる事件が続発いたしました。また、最近、姫路市内でグレーチングが大量に盗まれる事件が発生しています。安全で安心な町づくりのため、住民の意見・要望を取り入れながら、さらに警察の協力をいただきながら、町内の要所、要所に防犯カメラの設置が必要であると考えますが、お伺いいたします。

その4点目は、防犯カメラの設置は、点で考えるのではなく、面で考えることが重要であると考えます。そこで、この防犯カメラの設置事業においては、近隣の市・町、さらには警察とも協議の上、経済的で有効な設置を推進し、より安全で安心な町づくりを提案したいと思いますが、お伺いいたします。

健全化比率が年々よくなっており、町民の安全で、安心な暮らしを守るための投資も必要であると考えます。

以上、防犯カメラの防犯効果や事件発生時の有効活用について、質問いたしました。答弁よろしくお伺いいたします。

議長（石黒永剛君）

町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、竹内議員からの2点目のご質問でございます犯罪のない町づくりについてというご質問にお答えさせていただきます。

この質問の内容が、主に、防犯カメラについてでございますので、本町における防犯カメラ設置の取り組みについて、まず、ご説明を申し上げます。

防犯カメラの設置は、犯罪の防止や犯罪捜査に対して、有効であることは十分認識をいたしております。そのため、兵庫県の防犯カメラ設置事業により設置した団体等に対して、平成25年度から町の防犯カメラ設置補助事業を設け助成も行ってまいります。

補助制度につきましては、自治会長会や地域づくり協議会のセンター長会議、町広報誌を通して周知をしております。平成25年度末までに5団体が防犯カメラを設置されております。本年度も1団体から設置の要望が出てきております。

また佐用町として、平成24年度には、不審火が頻発した西新宿に、また、平成25年度には、筒先等の消防器具の盗難が多く、かつ地域の拠点となる三日月のローソン付近の三差路、道の駅ひらふく、福吉の三差路の3カ所に、地元自治会などの同意を得て設置をいたしました。

防犯カメラ設置には、防犯に役立つ反面、監視をされているという強迫観念も持たれるなど、プライバシーの問題もあることから、地域の合意が必要となります。そこで、佐用町といたしましては、今後とも、自治会をはじめとしたまちづくり防犯グループなどによるカメラの設置につきまして、県補助事業の積極的な活用を推進し、実施された団体に町の補助を行ってまいりたいと考えております。

竹内議員のご質問でございます、統合された学校跡地につきましては、今後の活用協議などの進展度合いもありますので、今後の検討とさせていただきます。

また、中国道インターチェンジ出入口付近への設置と町内の要所、要所に防犯カメラの設置が必要であるとのことですが、中国道には西日本高速道路会社のカメラが設置をされており、インター北側には道の駅ひらふくに、南側には上町交差点に、既に防犯カメラが設置をされております。

今後の設置につきましては、犯罪発生のおそれがあり、必要があれば佐用警察署のご意見もお伺いした上で、設置を検討してまいりたいと考えております。

最後に、近隣の市町、さらに警察とも協議の上、経済的で有効な設置を推進し、より安全で安心な町づくりが必要とのことをございます、近隣市町とは必要に応じて協議してまいります。岡山県では平成 26 年度に防犯カメラ設置事業が創設されておりますが、現在のところ隣接の美作市では国・県道への設置の実績や予定はないということでもあります。

また、高速道路が発達している現在では、国・県道の防犯カメラだけでは犯罪を未然に防ぐこともできないというふうを考えておりますので、防犯カメラの設置による犯罪の抑止力の強化を図ると共に佐用警察署とも密接な連絡を取り合い、犯罪の防止に努めたいと考えております。

ただ、佐用警察署としても、独自に防犯カメラを設置されているということをお伺いしておりますけれども、これは、どこに設置をされているか教えていただけません。

本来、佐用警察署とも有効にですね、経済的な設置ということであれば、本当に、そういう点についてもっと緊密といいますか、それぞれ協議を、連絡を取り、連携を取って設置をしなければならないというふうを考えているところであります。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） 再度、確認をいたしますが、町当局は、6 月議会では犯罪が発生してから必要があれば設置する、このような答弁がありました。町のスタンスとしては、再発防止なのか、予防なのか、防犯カメラに対する考え方を、お伺いしたいと思います。今の町長の答弁では予防に重点を置くようなことでありましたけれども、それで、よろしいでしょうか。

議長（石黒永剛君） 答弁。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 言葉として犯罪のおそれがあり、必要があればということで答弁させていただきましたけれども、当然これは、どこでも犯罪のおそれというのはあります。全くないというところは、全くないと思うんですね。

ただ、どこに設置をするか。それは、おそれが多いところ、そういう効果が高いところ、そういうところに設置をするということが必要であろうということの意味で答弁をさせていただきました。

だから、そういう意味で、今後とも、防犯カメラ、町内に次々と増えてはおります。増やしております。

地域づくり協議会や地域とも、皆さんにも理解をいただきながら、そういう地域の防犯活動という点においても、防犯カメラの有効性、設置ということ、こういうことも一緒に取り組んでいただきたいと、そういう中で、県の制度を活用していただきながら、町も助成をしていくと、そういう形で進めていきたいと思っております。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） ありがとうございます。  
防犯カメラ 1 台設置するのに、どのくらいの費用がかかりますか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 久保企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 1 台の防犯カメラ、防犯カメラの高額なものから低額なものまでありますけれども、だいたい 20 万円前後でつきます。  
ただ、その後の費用が発生してくる場合がございます。電気代とか。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） 1 台、20 万円前後は、分かりました。  
また、維持管理は、どのようにされてますか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、久保君。

企画防災課長（久保正彦君） 維持管理の電気料などについては、ご協力いただける施設であれば、その施設にご協力をいただいておりますし、何もない電柱等であれば町が払うというような形をとっております。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） 本年 7 月 15 日まで、県・町の防犯カメラ設置補助事業がありましたけれども、今後もこれは続くんでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 今年度は、まだ、ございます。ここで途切れるという話は聞いていない状態です。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） それと、先ほど、町長からちょっとお話聞いたんですけども、隣接自治体との防犯カメラ設置について、協議はされたことありますか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、久保課長。

企画防災課長（久保正彦君） 佐用町は岡山県境に接しておりますので、お隣の美作市に協議をしております。

その中で、岡山県の防犯カメラ設置支援事業というのは、平成 26 年度から始まったということを聞きました。

ただ、接しております国道等に設置する予定はないということも聞いております。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） 美作市との話し合いについては分かりましたけれども、あと上郡、宍粟市、このあたりはいかがですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 久保課長。

企画防災課長（久保正彦君） これについては、同じ兵庫県内でございますので、兵庫県が補助事業をつくっておりますので、当然、それぞれで考えておると思います。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） なぜ、隣接市町との協議を話させてもらうかと言いますと、この境界付近につけたら、両方とも撮影できますからね。

それと、プライバシーの関係もあると思うんですけども、これは、いつでも、誰でも見るものでもありませんし、犯罪が発生した場合に、参考にいうんですか、捜査の参考に見るためであって、プライバシーについては、あまり、この防犯カメラは関係ないんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、久保課長。

企画防災課長（久保正彦君） 県の防犯カメラ設置補助事業の対象になるためには、地域の同意が必ず必要になっています。

これは、町長申しましたように、当然、カメラに映ってしまうということで、プライバシーというものが侵害される恐れがあるということでございますので、当然、地域が合意しなければカメラが付けられない、そういうふうな形になっています。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） 今まで、自治会長等からの要請により設置されていますけれども、これ以外に、あそこにつければいいなというようなところはありますか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 防犯カメラを設置して、これを活用すると言いますか、これを防犯カメラによってですね、その犯罪とか、そういう、いろんな事件が起きた時に、これを見て解析するとか、これはもう、私たち、つけたところが、何も集落ができるわけではないですし、町ができるものでもないと思います。これは、警察が、やっぱり、それは捜査権と申しますか、捜査の責務を負っているわけです。

ですから、私は、この事業について、ちょっと以前から問題意識を持っているんですけども、もっと、例えば、兵庫県警として、予算が県警にないのであれば、それは、例えば、地域とこういう形で、どこに設置するか。どういうふうに、これを運用して増やしていくとか、必要なところについてね。特に今、竹内議員言われるように、県境でありますとか、捜査の佐用警察署と、例えば、相生警察署、また、宍粟、山崎警察署ですか、そのところの連携ですよね。こういうことは、やはり県警としてももう少し積極的に、やっぱり指導権を持ってやるべきではないかなと、私は、そういうことを、また、県のほうにもお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 竹内君。

5 番（竹内日出夫君） 私が聞くところによりますと、警察はお金がないというようなことでですね、お金がかかることはなかなかしてくれなんだように思います。

町長おっしゃるように、やっぱり隣接の警察署とお話をさせていただいて、有効な防犯カメラの設置によって、犯罪の抑止力になるような設置をしていただきたいと思います。

それで、佐用町に行けば、防犯カメラたくさんあるというようなことじゃなくて、佐用町に行けば、防犯カメラによって犯罪が抑止されておるといような噂が、全国的に流れて、佐用町にもっともっとたくさんの観光客が来ていただけるように、安全で安心なまちづくりに努めてほしいなと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（石黒永剛君） 竹内日出夫君の発言は終わりました。  
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、ただいまから休憩をとり、再開を午後  
3時10分といたします。

午後02時55分 休憩

午後03時10分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き、会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を続行します。  
続いて13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡です。

私は、来年度から実施予定の子ども・子育て支援制度は、十分な議論を尽くし、保育を実施すること。2項目に教育委員会法改定が6月にされましたが、佐用町の教育は子どもの学び成長する権利を保障したものになるのか。この2項目について質問をしたいと思います。

まず最初に、来年、平成27年から、保育、幼稚園、学童保育など、子育て支援にかかわる制度を根幹から転換する子育て支援制度の実施が予定されています。佐用町の子供たちの発達にとってよい環境が保障されるのか。幼い子どもの生命に関わる制度の検討は、十分に時間をかけ、子どもの権利保障を最優先に実施していただきたい。

その立場から次の項目について、現状と新たな制度に対する町の考えを伺います。

その1、児童福祉法24条1項の町の保育実施責任を踏まえ、保育園の維持拡充を図るべきだと思いますが、基本的なお考えを伺います。

2点目に、新制度では、保育必要量の認定が必要になります。利用手続き、入所の仕組みなどについて、保護者に対してどのように周知されるのか。延長保育や土曜日の保育はどう考えておられるのか。現行水準を後退させることなく改善し、条例に反映されるのかどうか、伺います。

3点目、現在、保育士の配置は、国基準に対し、どのような実施状況ですか。

4点目、保育時間は、保護者の勤務形態で決められることに新たな制度はありますが、集団保育を行う上で問題はありますか。保育現場に負担を強いることにならないか心配するところですが、いかがでしょうか。

5項目目、障害児保育は、子供の発達保障の立場から拡充することが重要だと考えます。実態は、どうなっていますか。

6項目目、病児・病後児保育の実施に向けた実態と事業の今後の予定はどうですか。伺います。

7項目目、保育料についてです。町は国基準に対し町独自の軽減措置をとっています。その額は年間にして幾らになっていますか。現在ですが、軽減措置は、今後どうなりますか。国は、来年度から5歳児の保育料の無償化を行うことになっているというふうに報道

されているところです。その対象者は何人になりますか。伺います。

8項目目、学童保育のニーズ調査結果はどうであったのか伺います。また、学童保育の計画策定は9月議会に上程される予定ではないか。質問通告を出した時は、まだ、議案書が届いておりませんでしたので、こういう質問内容になっておりますが、上程されました。計画策定に当たっては、設備・運営基準は子供の発達保障にふさわしい水準にすることが重要ですが、その計画内容はどうなりますか、伺います。

9項目目、子育て支援事業計画は、ニーズ調査結果を踏まえ策定することが義務づけられております。ニーズ調査結果の実態を明らかにしていただきたいと思っております。このニーズ調査結果の実態については、それぞれの項目について当てはまる場所をお願いします。

最後に、子供の減少を理由に施設の統廃合が進められようとしていますが、町の責任で親のニーズにあった保育の提供がされるよう事業計画を策定していただきたいと思っております。

以上、この場からの質問を終わります。

議長（石黒永剛君） 答弁をお願いします。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からのご質問、1点目の子ども・子育て支援制度についてお答えをさせていただきます。

来年度から実施予定であります子ども・子育て支援制度、十分な論議を尽くして、保育を充実することということではありますが、まず、1点目の児童福祉法第24条第1項の町の保育実施責任を踏まえ、保育園の維持拡充を図るべきだがと思うがということですが、町では、平成27年4月から本格的に実施されます子ども・子育て新制度に対応するため、平成25年12月に佐用町子ども子育て会議を設置して、委員の方々からご意見をいただきながら、佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた取り組みを現在行っているところであります。

この支援事業計画策定に当たり、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態や要望、意見などを把握するために、町内在住の未就学児童の保護者の方、並びに小学6年生までの児童を持つ保護者の方、合わせて1,118名に対して、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施し、899名の方から回答をいただきました。回答率は80.4パーセントでございます。

町では、子ども・子育て支援事業計画の中に、ニーズ調査で得られた子育て支援サービスの利用意向を踏まえた、教育・保育の提供体制の確保内容などについても取り入れる予定であり、ご質問の保育園の維持拡充についてということが、どういうことを具体的に示されているのか分かりませんが、町といたしましては、利用意向に対応した計画としていきたいと考えております。

なお、この子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間として、子ども・子育て会議委員の方々のご意見を聴きながら、今年度中に策定をする予定で事務を、現在進めているところでございます。

次に2点目の保育必要量認定のための利用手続き、入所の仕組みなどについて、保護者に対してどのように周知をするのか。また、延長保育や土曜日の保育はどう考えているのかという点についてでございますが、例年、保育園の入園申込みの受付事務につきましては、11月中旬頃から申し込み書の配布をして、12月上旬から入園希望先の保育園において受付を開始しておりましたが、今年度からは、保育の必要性の認定申請ということに制度が大きく変更いたしましたので、就学前のお子さんをお持ちの保護者の方に対しまして

は、町広報やホームページで、また、在園児につきましては、各保育園を通して周知をする予定でございます。

なお、その時期につきましては、保育の必要性の認定に関する規程などについて、現在検討を進めているところでございますが、平成 27 年度の入園申込みに支障が出ないよう、適切な時期にお知らせしたいと考えております。

また、延長保育や土曜保育について、どう考えているのかということでございますが、土曜日の保育については、従前から各保育園でお昼までの保育を行っており、統合いたしました保育園につきましては、既に 4 時までの保育を行っております。

また、延長保育につきましても、既に各保育園とも実施、統合した保育園等につきまして、また、実施していない保育園は、小規模の保育園が実施していないんですね、すいません。

統合したところにつきましては、既に、30 分延長をしております。このことは、もう既に、ご承知のことと思っております。今後の計画の中におきましても、当然、この水準を下回らない形で、計画をしていきたいと考えております。

3 点目の現在、保育士の配置は、国基準に対してどのような実施状況かについてでございますが、保育士の配置につきましては、厚生労働省令の児童福祉施設の設定及び運営に関する基準により、乳児は概ね 3 人に 1 人以上、満 1 歳児以上満 3 歳児に満たない幼児は概ね 6 人に 1 人以上、満 3 歳児以上満 4 歳児に満たない幼児は概ね 20 人に 1 人以上、満 4 歳児以上の幼児は概ね 30 人に 1 人以上と規定がされております。

佐用町の保育園の現状は、この基準に照らしますと町内の保育園 9 園において、全て基準を上回る保育士の配置をして保育に当たっております。

いずれの保育園においても、早出、遅出、土曜保育などに対応するための勤務ローテーションを組んでいることや、職員の出張、研修などにより保育園を離れることがあるため、基準より多くの保育士を配置しております。

4 点目の保育時間は保護者の勤務形態で決められることになるが、集団保育を行う上で問題は無いかということについてでございますが、ご指摘のように、今回の子ども・子育て新制度の実施により、保育の必要性の認定に当たっては、2 区分の保育の必要量を設けることになっております。一つは、両親ともフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合を想定した保育標準時間利用。もう一つは、両親の両方またはいずれかがパートタイムなどに就労する場合を想定した保育短時間利用という区分であります。

保育標準時間利用は、1 日の原則的な保育時間である 8 時間を上回って、保育園の開所時間である 11 時間までの利用に対応するというものであります。これに対して保育短時間利用は、1 日の原則的な保育時間の 8 時間を利用対応するというものでありますので、保育の必要量の認定により、園児の登園、降園時間に時間の差が出るがありますが、集団的な保育につきましては、原則的な保育時間の中で各園において対応ができておりますので、特に支障はないというふうに考えております。

5 点目の障害児保育は、子供の発達保障の立場から拡充することが重要だが、実態はどうなっているかということですが、運動及び活動面における日常生活において、特に支障がない、見守りや注意をしながら他の園児と同様の保育をしている場合や、また、運動面でなかなかできないこともあるので、個別の保育が必要な場合などそれぞれ個人によって異なりますので、必要に応じて担任の保育士とは別に保育士を配置し、園生活に支障がないように支援をしてきております。

施設面につきましても、通路やトイレなどに手すりを設けて、障害を持つ児童が園での生活に対応できるよう保育園において細やかな取り組みをいたしております。

6 点目の病児、病後児保育の実施に向けた実態と事業予定はということでございますが、

病児、病後児保育につきましては、児童が病気の回復期に至らない場合の回復期において、集団的保育が困難で、かつ、保護者の勤務などの都合により家庭で保育をすることが困難な児童であって、町が必要と認めるおおむね 10 歳未満の児童を対象として行う事業でございますが、実施に当たっては、病院・診療所・保育所などに付設された専用スペースか専用施設が必要であり、また、担当する看護師などや保育士を配置する必要があることから、現状といたしましては、病児、病後児保育については、佐用町におきましては、実施はできておりません。

児童数が減少する中で、病児、病後児保育を年間を通して常時利用するニーズもそれほど多くは見込めないため、当面は、町が主体となって事業を実施する予定はございません。

7 点目の保育料についてでございますが、平成 26 年 4 月現在、町外からの保育所入園者を含む園児数は 365 名でございます。まず、国の基準に対して町独自の軽減につきましては、国の基準階層保育料と、それに相当する町の独自階層との保育料を比較してみますと、1 カ月当たり、国の基準で計算した場合の保育料総額は約 1,040 万円となり、それに対して現在の佐用町の独自保育料基準で計算しますと総額 580 万円となります。その差額は 460 万円となり、国の基準額から約 45 パーセントを軽減した額が佐用町の保育料となっております。この差額は年間に換算しますと約 5,520 万円となります。

なお、来年度から 5 歳児の保育料無償化のご質問につきましては、いまだ国において正式なことが決まっていない状況でございますので、現在のところ具体的な対応は検討いたしておりません。

8 点目の学童保育のニーズ調査結果はどうであったのかについてでございますが、学童保育のニーズ調査は、1 点目で説明をいたしました子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の 1 項目として実施いたしており、子ども・子育て支援事業計画の中に、学童保育のニーズ調査結果を含む、子育て支援サービスのニーズ結果や利用意向を踏まえ、佐用町子ども・子育て会議において計画策定に向けた協議を現在いただいているところでございます。

また、設備・運営基準につきましては、本 9 月議会で提案をいたしております佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき定めるものでございます。

9 点目のニーズ調査結果の実態を明らかにされたいということについてでございますが、子ども・子育て支援事業計画は、このニーズ調査で得られた子育て支援サービスの利用意向を踏まえ計画を策定していく予定であり、子ども・子育て会議においてニーズ調査の結果について報告をし、またニーズ調査結果をもとにした教育・保育の量の見込みに対する確保方策などについて、委員の方々のご意見をいただきながら、事業計画の策定を進めているところでございます。

最後になりますが、10 点目の親のニーズにあった保育の提供がされるよう事業計画を策定されたいということでございますが、子ども・子育て支援事業計画を策定する際には、計画に関係者の意見を反映させるために、保護者や子育て支援にかかわる当事者の意見を聞くことが子ども・子育て支援法で定められております。本町では、佐用町子ども・子育て会議を設置いたしまして、これまでに 4 回の会議を開催してまいりました。

この会議の委員には、保護者や保育園、幼稚園の関係者を初めといたしまして、子育て支援事業の関係者、また学識経験者など、子供や子育て支援に関係する幅広い分野から 15 名の委員を委嘱し、ニーズ調査で得られた子育て支援サービスの利用意向を踏まえ、それぞれの立場からご意見をいただき計画に反映されるよう取り組んでいただいております。

佐用町では、地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、様々

な支援メニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、子ども・子育て支援新制度に取り組んでまいります。

以上、このご質問に対するこの場での答弁を終わらせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） ありがとうございます。

全ての回答の中で共通しているのが、今回、新しく新年度から始まる保育制度に向けてニーズ調査というのが基本になっているということなんですけれども、これは子育て支援会議に、確かに4回、現在のうち開かれているということなんですけれども、関係者以外は、この内容については知る、私どもも含めてですけれども、まだ、承知していない状況にあるんですけれども、このニーズ調査の結果は、もうまとめられているとは思いますが、どんな形で公表されていくのかお伺いいたします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） まさしく言われるとおり、子ども・子育て会議の中で、昨年度実施しましたニーズ結果につきましては、速報ですけど報告をし、それについて、各委員さんの意見をいただきながら計画をしているところでございます。

ただ、そのニーズ結果と、それから今後の目標量、だいたいこういう計画書には、計画を何々するというのと、もう一つは人数的なものを目標値に上げて、向こう5年間の数値を出していくというふうな基本的なものが課題となっておりますので、そのへんの調整が、まだ、幾分か月数がかかかりますので、計画書の方向性がだいたい見えてきました段階で、ニーズ調査の結果につきましても公開のほうをしていきたいというふうに思っております。

現段階では、委員さんのみの所持ということとなっております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 計画は、その関係者のアンケートですか、ニーズ調査をされた人たちの意向が、きちんと入ったものが計画書として上がってくるんだろうなというふうに、今の段階でしたら予測しかしようがないんですけれども、そのニーズは、きちんと網羅されるということによろしいんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 項目的には、たくさんのニーズ調査の項目がございました。

その中で、特に数的に目標量を上げていくのは、これ国の基準項目というのがござい

ますので、計画書の中に。その項目につきましては、それぞれ就学前の方、それから、6年生までの保護者の方々からいただきました数値をもとに委員さんの中で検討していただいています。

また、佐用町の状況、今の施設の状況、または、そのニーズの状況を踏まえて、目標量として、向こう5年間で計画を立てているということで、できるだけ意向を取り入れた形で進めていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 計画は、5年間で1期として挙げられるわけですが、公表される時点では、ニーズ結果についても同時に公表していただけるのでしょうか。

と言うのは、5年間というのは、結構、期間的にはありますので、今の時点で予測される計画ということで、一旦計画されたら、それはもう5年間動かないということになるのでしょうか。

いろいろみんなで、これはもっと必要ではないかとか、そういう住民というか、関係者の声は、委員の方は加わっておられるんですけど、それ以外の方からも、いろいろな意見が、私はあるんじゃないかと思うので、そこらへんの計画については、見直しとか、そういうことについては、今から計画しようかという時に見直しの話してあれなんですけれど、そういったことは、可能性としてあるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） 基本的に5年間の計画でありますので、当然、必要に応じては見直しも入ってきますし、評価等もしていきたいというふうに思っております。

特に、15名の委員さの中には、先ほども町長の答弁の中にもありましたが、関係団体、それから保護者の方等も入っていただいておりますし、それから、一般公募で2名の方も一般の方から入っていただいて、いろいろ忌憚のない意見をいただいておりますので、方式としては、先ほど申しましたように評価、または必要に応じては見直しもあり得るということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 一つ具体的には、保護者の関心が強いのが、保育料の問題だと思うんですけど、保護者の負担が、今度の新しい制度によって、従来、今の現行の制度の保育料と比べて軽減される方向でしたら、先ほど国の5歳児無償化の、まだ確定はしてないけれど、正式には決まっていなくても、そういう方針が出されているというような状況の中で軽減される可能性はあるんですけど、そういうのは、保護者の負担が増えたら大変なので、そういった点は、今度の新しい制度に伴うところの保護者の負担については、どのようなニーズの結果が出て、見通しになっているのでしょうか。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） ニーズの中で、直接、保育料を上げる下げるの話は特にございません。

今回の見直しにつきましては、今回の子育て新制度に伴いまして、国が改めて保育の必要量を換算する時の、要するに保育料の選定が間もなく出るんですが、これちょっと、まだ数字的な面が出ておりません。

今の基準が、情報で聞いておりますのは、おそらく今現在、国が出している基準をベースには出てくると思うんですが、ご存じのとおり佐用町を含め近隣市町とも、それぞれ市町に応じて軽減施策をしておりますので、この案が出た段階で、今の佐用町の保育料を、私個人としては上回りにたくない考え方はいたしておりますけど、また、会議等では、その点につきましては、議論をさせていただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） それと、今度の新しい制度で変わるのが、従来でしたら、佐用町の場合、認可の保育園ですけれど、その条例上、決められているのが保育の実施基準ということで、保育に欠ける条件が幾つか挙げられているんですけれど、7点挙げられています。現行の制度では、そこに欠けると認めた時は入園させなければならないというふうに条例で決められています。

そういう点で、認定なんですけれど、全ての、こういった今まである、条例上、入園基準というのは、必要性の認定という、新たな制度によって入れる人が入れないとか、そういう事態は生まれぬのか、その点、伺いたいんですね。

特に、認定基準の中で、これまで佐用町でも希望した人たち全てが、保育所に入れるかということ、幾つかの具体的な事例をお聞きしていることがあるんですけれど、例えばですけれど、子供さんがいて、下の子供さんが生まれる状態になった時に、お母さんが育児休暇というか、そういうものを取るの、親が保育できるので、一旦保育所に入っているも退所していただきますというようなことを言われたということ、旧佐用町の方だったんですけれど、そういった事態があったり聞いています。

必要性の認定の理由の中に、こういった一旦保育所で保育された子供さんが、そういった家庭的な事情で、お母さんの状況などによって保育所を退園しなければいけないとか、そういったことについては、もっと佐用町にある、町長が認める、類似する状態にあることという、7番目の保育の実施基準を大いに活用して、そういった人たちも定員が、別にオーバーしているわけではないと思いますので、そういった対応はしてほしいと思うんですけれど、今はできていたらいいんですけれど、そういうことを聞いたことがありますから、実態はどうなっているのか、これからは、そういったことについては、対応が取られるんでしょうか。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 議員ご存じのとおり、24 条第 1 項が今までは保育に欠けるという項目でありましたが、今度、法改正によりまして保育の必要性ということになって、若干、項目が増えております。

先ほど、一つの例で、育児休暇の話が出ておりましたが、ちょっと細かい条件というのは、家庭によっていろいろ違うと思いますので、担当者みたいにうまく説明はできないんですけど、確かに育児休暇中につきましては、また、保育が欠けるという言葉からすれば、欠けないということで、条件的に、その方は、提出書類、それから実態を含めて、保育が欠けてないという判断でなかったのかなというふうに思うんです。ちょっと、個々の実態なんで分かりませんが、ただ、今回の新制度で、今度は保育の必要性という事由になったわけなんですけど、若干こう改正をされる予定です。

今までの項目に追加して、先ほど出ておりました育児休暇の取得時にも、既に保育を利用している子供さんがいらっしゃる場合は、継続して利用が必要ならばできるような項目も 1 項目入っております。

それ以外には、例えば虐待関係とか、休職活動中とか、そういう項目も追加されて、必要性を幅広く取って、門戸を開いているというふうな状況になる予定でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 保育の必要性の認定について、これが今度新しく大きな、保護者というか、関係者にとっては新しいことになるんですけど、そういったことについて、先ほど、回答の中では、来年度スタートするまでに支障がないように、周知もしていくというお話だったんですけど、必要性の認定というのは、具体的に、ちょっとまだ、よく分からない面があるので、必要性の認定の様式とか、そういった具体的なものが、今の時点では説明できる状態にあるんでしょうか。ちょっと、認定についてお伺いしたいんですけど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今、国のほうが示している条件からいきますと、1号認定、2号認定、3号認定というように基本的に三つの認定区分に分けられるというふうに伺っております。

基本的なことは、まず、1号認定の、1号認定を説明するより、ちょっとこれ難しい、いろいろ言いにくいんで、難しいんですけど、3号認定からいきますと、3号認定は、満3歳未満の子供さん。小学校前の子供さんであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である方、要するに保育の必要性がある方が、3歳未満の方は3号認定のお子さんという形で保育所、それから認定こども園とか、それから条例で提案させていただいております地域型保育事業とか、そういう形で入られる方が3号認定という形。

それから、3歳以上の方で、小学校前の就学前でありまして、家庭において必要な保育を受けることが困難な方、必要性がある方については2号認定。で、保育所、認定こども

園等で2号認定の子供さんをお預かりすることができる。

そして、最後に残りましたが、1号認定と言いますのが、満3歳以上の小学校前のお子さんで、2号認定の子供さん以外の方。今までで言いますと、教育関係ですね、幼稚園、それから認定こども園。従来の幼稚園へ行かれています。そういった方が、今度、1号認定となります。

そういう形の認定が、それぞれ提出書類によってされたというふうな方に、流れ的には変わる予定でございます。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） あくまで保護者の、先ほどの説明では、パートではなくフルタイムで働くとか、パートだったりとかいう、その保護者の就労の関係も、この認定でいくところの、今言われたのは年齢のことだったんですけど、あると思うんですが、そこらへんは、やっぱり従来どおり勤務地の証明であるとか、そういう認定に当たって必要な書類というのは、あまり大きく変わらないのかどうか。ちょっと、そのへんをお伺いできたらなと思ったんですけど、はい。

[健康福祉課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） もう少し細かくいきますと、2号認定と3号認定の子供さんには、先ほど、町長答弁のほうにありましたように短時間。要するに、保育短時間の該当の方。それから、保育標準時間、11時間までできますよと。それから、短時間は8時間ですね。8時間と言えども、今現在、ほとんどの方は、だいたい8時過ぎから9時前ぐらいにおこしになって、3時何分ぐらいに退園されておりますので、だいたいの方は、この短時間保育が、今現在、標準になられておって、今の状況からいきますと、それ以後、時間外、要するに統廃合してないところは6時まで、統合しているところは6時半までやっておりますが、そういった形は届け出をされて、現在、延長保育をしておりますが、それが、今回の制度改正では、保育標準時間というような形で、両方就労されておられる方、一定の時間数以上というふうな、また、細かい数字があるわけなんですけど、その一定の時間数未満の方の就労が確認をされますと保育短時間というふうな形で、それぞれ基準は細かく、これから分れてはいきますけど、だいたい今までと同じような、流れとしては8時から11時間の間で、集团的保育の質問の内容についても、問題なしに対応できるものと思っております。

[町長「だから、その場合、証明が要るかどうか。そのことだけ」と呼ぶ]

健康福祉課長（森下 守君） 書類につきましても、細かい、まだ指示はないんですけど、やはり時間と、それから就労しておるかどうかいということになりますと、そういった証明等は必要になってこようかと思えます。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） それと、保育の今、保育所の小学校と同じように、いろいろ検討されてますでしょ。地域ごとに。そういう関係から、今度の保育の計画書の中では、そういう保育所のあり方について、もう既に、地域で話し合いが、今、されているところや、まだ、されていないところや、様々あるわけですけど、そういう計画の中には、そういうことなんかうたって、分からないうちに計画に挙がっていたということはないんですね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） もう一度、ちょっとお願いできますでしょうか。

13 番（平岡きぬゑ君） 保育所のあり方なんですけれど、具体的に南光でしたら、今、3園ありますよね。この園のあり方については、まだ、結論が出てない状況なんですけれど、5カ年の保育計画の中には、そういう保育所のね、ありようについても、関係者の間で協議される中で、5カ年ですから具体的にこうだというような計画が挙がっているということはないんでしょうねと。

あくまで住民の人たちのニーズ調査の結果がどうなのかも分からないし、そういう計画がどんなふうになっているのかということも見ていないので分からないから、基本的なところ、いつの間にか計画書には挙がっていたということはないんでしょうね、ということを探っています。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今、言われております園の数といいますのは、適正化計画の中で計画をして、今、各地域のほうへ推進をしておりますので、改めて、この子ども・子育て計画の中では挙げておりません。

ただ、人数的な面、要するに、教育、保育に関します幼稚園、保育園の量の見込みというのは、どうしても、これ必要になってきますので、今後の予定人数、子供さん方の予定人数を踏まえた必要量というのは、計画の中には入っておりますが、数字的には、ご存じのとおり定員、今でいう定員以内の方がニーズ上で出ておりますので、数字的には問題ないかというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） この中で、学童保育の関係、8番目にお尋ねしている学童保育の関係で1点お尋ねしたいんですけど、今現在、厚生労働省が所管している留守家庭の児童に対して、放課後児童クラブというのを実際やっておられますけど、それは、学童保育

とは別物と言ったらあれですけど、違う制度ですから、どちらも充実、連携して充実が必要だと、私は思っているんですけど、この学童保育のあり方について、放課後児童教室、文科省がするものと、今、やっておられる各校区でやっておられるあの事業とは、今度の計画の中ではどんな位置づけになっているんでしょうか。

議長（石黒永剛君） 学童保育です。

〔教育課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 坂本教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今、言われている放課後児童子ども教室、これは市町が中心に生涯学習課で取り組んでおられると思いますけども、現在は、町の補助じゃなしに、町単独でやっているみたいで、それと今回、放課後児童、今度、条例改正しますね。それは、一体化した一つの基準になります。だから、学童保育も、その事業も同じ一つの基準をクリアしていくように、今後はなっていくと思います。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 学童保育、一体化というのは、今の子ども教室は全児童が対象で、放課後児童クラブは、いろいろ先ほどの保育園の入所基準ではないですけど、必要だという必要量が認められた人が受けるものというふうに区別というたらあれですけど、あると思うんですけど、それを一本化するというのは、具体的には、その計画の中に、もちろん挙がってくるわけですけど、どんなふうになるんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 坂本教育課長。

教育課長（坂本博美君） 一本化というたら、事業を一緒にしてしまうということじゃなくって、今度の放課後児童条例の改正の中には、どちらの基準もそれをクリアした基準、今現在、子育て支援の形の条例につきましても、具体的に言うと、教育委員会がやっている学童保育事業、それから生涯学習課がやっている放課後子ども教室、二つあるんですよ。それも個々のルールがあってやっていたんですけども、1個の統一基準で、どちらもするんだったら、どちらもやりなさいよと。同じ面積基準とかね、指導者の要件とかね、それも同じ一つの基準で対応するよというということで、今、それが一本化というか同じルールになったということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 面積とか、そういうものは一本化ですけど、受けられる対象児

童は違うということなんです。その確認なんですけど。

〔教育課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 坂本教育課長。

教育課長（坂本博美君） 同じ子が行く場合もあるのかもしれませんが、基本的に放課後学童保育事業は、今までは1年生から3年生。今回は、条例改正でそれを小学生6年生までが対象になります。今回ね。

ただし、現状でもそうですけども、3年生の後半からは、あんまり用途がないんです。自宅におられるということなので、対象人数は増えてきますけども、参加される方はあまり増えないかなと思ってます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 学童保育は、今、1カ所なんですけれど、これは計画の中では校区ごとにやられるというか、そういうニーズの結果、どういうふうな計画になるんですか。ちょっと、分かっている範囲でお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 教育課長。

教育課長（坂本博美君） ニーズ結果は、今、健康福祉課長が言ったように、まだ、まとめ中だということで、私どもは即答することはできませんけども、これまで統廃合を進めた中で、地域に、校区ごとに推進している中では、統廃合が地域で完了したところから、学童保育の体制もとっていきますということで、今回の保育園にも、そういう機能が持てるような、そういう形で学童保育はね、上月地域でもできるようにしたいということを考えております。

だから、基本的には、旧校区、それぞれの校区で学童保育ができればいいんですけれども、それは、統廃合が完了したところから、順次、考えていくという形です。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） では、2項目目の質問を行います。

教育委員会法改定が6月にされましたが、佐用町の教育は子供の学び成長する権利を保障したものになるのかについて、伺います。

今回の教育委員会法改正で、佐用町の教育はどうなるのかをお伺いいたします。

1つ目に、教育委員会は、子どもの権利条約を学び行政に活かす立場で、保護者や子供、教職員、住民の不満や要求をつかみ自治体の教育施策をチェックし、改善する役割が重要だと思いますが教育長の見解を伺います。

2つ目に、昨年、いじめ防止対策推進法が成立いたしました。法施行に伴う具体的な組織設置やアンケートなど取り組みは行われていますか。

その1つに、いじめの定義については、どのように考えておられるのか。

2つ目に、本町のいじめの実態はどうなっているか。学校統廃合が進められておりますけれど、統合後の取り組みは行われておりますか。

3項目目、小中学校生の13年度不登校実態調査が新聞紙上で公表されました。佐用町の実態はどうかお伺いします。

4項目目、今回の法改正は行政の教育への介入・支配に道を開くものになりかねない仕組みが導入されております。町は教育予算の確保で、教育条件整備をする積極的な役割を果たしていただきたいと思いますが、この点について、町長の見解をお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（石黒永剛君） 勝山教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

それでは、平岡議員からの教育委員会法改正が6月にされたが、佐用町の教育は子供の学び成長する権利を保障したものになるのか。また、法改正で佐用町の教育はどうなるのかとして、四つのご質問をいただきました。答弁させていただきます。

まず、教育委員会法改正でございますが、ご承知のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律が昭和31年6月30日に公布され、ただし書きはございますが同年10月1日から施行されことに伴い、教育委員会法は、その前日の9月30日に廃止をされております。

教育に関係します法律は、その理念法・根本法でございます教育基本法をはじめ多々ございますけれども、議員ご質問の法改正につきましては、平成26年法律第76号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律であろうと思われまので、その改正趣旨等に基づき、ご答弁させていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。

1点目の、教育委員会は、子どもの権利条約を学び行政に生かす立場で、保護者や子供、教職員、住民の不満や要求をつかみ自治体の教育施策をチェックし、改善する役割が重要だと思ひますが教育長の見解を問うとのご質問でございますが、まず、確認をさせていただきますけれども、子どもの権利条約でございますが、この条約の四つの柱としましては、一つは「生きる権利」、これは、子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利でございます。二つには「守られる権利」、これは、子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待から守り、紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利でございます。三つには「育つ権利」、これは、子どもたちは教育を受ける権利でございます。四つには「参加する権利」、これは、子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、活動することができるとして、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があるとするものでございます。

この条約の批准後の平成6年5月20日付、文部事務次官通知にございますように、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法、教育基本法のもとと理解をいたしております。

このような観点から、佐用町教育委員会の責務として、法令に基づき、本町の教育行政

を適正に執行していくべく、教育基本法第 17 条に基づく佐用町教育振興基本計画を策定し、また、町長部局とも本町の教育課題を共有し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に規定されるよう、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める、議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならないとあるように、法令に基づき連携し、一般行政・教育行政が一体となって、これらの目標に向かって住民の皆様と共に進めているところでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、この度の地教行法の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長部局と教育委員会との一層の連携の強化など、総合的に本町の教育を推進させようとするものでございます。

その一つは、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を、町長が議会の同意を得て直接任命すること。

そして、新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、その任期は 3 年とすること。

また、町長は、教育基本法第 17 条第 1 項の規定に基づき、政府の定める基本的な方針・基本的方向性「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」などを参酌して、佐用町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定すること。

そして町長は、その大綱の策定に関する協議及び教育条件の整備等重点的に講ずべき施策や児童生徒等の生命又は身体に係る緊急の場合に講ずべき措置について、協議並びに町長部局及び教育委員会の事務の調整を行うため、両者をもって構成する総合教育会議を設けることなどがございます。このため、従前同様、教育委員会に課せられました責務は十分果たせるものと考えますし、果たしていきたいと決意を新たにしているところでございます。ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に 2 点目の、昨年、いじめ防止対策推進法が成立したが、法施行に伴う具体的な組織設置やアンケートなどの取り組みは行われているかのご質問でございますが、1 つ目のいじめの定義についてどう考えるかについてお答えします。

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの、と文部科学省では定義しておりますが、私たちは、よりいじめを認知するために、いじめとは、インターネット等を通じて行われるものを含め、心理的又は物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとし、いじめは、全ての児童生徒に関係して、全ての学校で起こり得るものであると捉えております。

次に、2 つ目の本町のいじめの実態はどうなっているか。学校統廃合が進められているが、統合後の取り組みは行われているのかのご質問でございますが、平成 25 年度、1 年間のいじめとして教育委員会が把握しているものは、小学校では 2 件、中学校では 3 件となっております。

小学校での 2 件の内容は、悪口やこそこそ話、無視等によるものでした。中学校では、言動に対する不満や悪口、冷やかしからい、自分がのけものにされているように感じるといった内容でございました。

これらの実態をつかむに至ったのは、各学校で定期的に行っているアンケートや直接担任等への相談から把握できました。児童生徒からの訴えがわかった時には、すぐに校長が中心となり、対応のための組織をつくり、児童生徒への聞き取りやカウンセリング等の早期解決に向けた体制をつくり対応してまいりました。現時点では、一応の解決・区切りをつけておりますけれども、関係した児童生徒のその後の人間関係に変化はないか等、様子

を確認しながら経過観察をしている状況でございます。

いじめは、どの学校でも起こり得るものと捉えておりますので、統合校だけでなく、全ての小中学校で、本年度4月より、いじめ防止基本方針を立て、未然防止、早期発見、早期対応に向け、具体的な実施計画、対応への校内組織の実施体制等の基本となる方針を作成し、速やかに対応できるようにしております。

特に、新校であります佐用小学校・南光小学校ともに、仲間づくりを本年度の指導の重点項目とし、学級での班活動や異学年の交流を持つための縦割り班活動等の時間を積極的に持つようにし、仲間意識をより強める取り組みを実施しております。また、子供たちの小さな変化も見逃さないように、学級数に伴う教職員定数以上の教員を兵庫県教育委員会から配置していただき、きめ細かな対応をしておるところでございます。本年度1学期末に実施したアンケート等でも、いじめの実態はなく、統合校の子供たちの中には、友達が増えて学校が楽しいという感想も多くあったと報告を受けております。学校、そして教育委員会としても1学期の取り組みの成果として、ひとまず安心しているところですが、さらに今後も継続指導をしていく所存でございます。

次に、3点目の、小中学校生の平成25年度不登校実態調査が公表されたが、佐用町の実態はどうかというご質問でございますが、教育委員会としましては、年間の欠席日数が30日を超えた者を不登校としております。その基準からみて、25年度における不登校は、小学校ではゼロでした。中学校では9名を不登校としております。うち4名は、適応指導教室に在籍し、その中の3人は欠席も少なく、生活習慣の安定や人間関係づくりの基礎となる活動を行っていました。また、内3名は、学校へは登校できるものの保健室への登校であったり、体調がよい時は登校できておりました。しかしながら2名につきましては、学校への登校だけでなく、自宅からも出ることができず、関係機関、保護者等と相談しながら対応をしてまいりました。学級担任は、定期的に家庭訪問を行い、学校の様子を知らせる通信や学習内容を伝えたり、できるだけ関わりを持ち続け、まずは生徒との人間関係づくりに努めることから始めております。

いずれにいたしましても、不登校の生徒につきましては、心が安定し、解放できる場所を見つけ、そこで様々な人との係わりの中で、ゆっくりとした登校への意欲を高めるように支援しているところであります。

ある日突然、学校へ行けなくなるといったことも、全国的には起こっております。児童生徒のちょっとした変化も見逃さないよう、全教職員がきめ細かな子供たちとの関わりを心がけるよう、今後も指導してまいります。

以上で、私からのこの場での答弁とさせていただきます。

最後のご質問につきましては、町長から答弁いたします。どうぞ、よろしく申し上げます。

議長（石黒永剛君） 続いて、町長、お願いいたします。

町長（庵途典章君） それでは最後に、4点目の今回の法改正は行政の教育への介入・支配に道を開くものになりかねない仕組みが導入されたが、町は教育予算の確保で教育条件整備をする積極的な役割を果たすことを求めたいとして、私、町長の見解を問うということでございますが、まず、法改正が行政の教育への介入・支配という点でございますが、先ほど、1点目で教育長から答弁がありましたように、この地方教育行政法の一部改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長部局と教育委員会とのより一層の連携の強化など、総合的に本町の教育を推進させようとするものでありますので、教育への介入・支配という言

業は当たらず、法改正の趣旨を適切にご理解いただきたいと思います。

また、町は教育予算の確保で教育条件整備をする積極的な役割を果たすことを求めたいという件でございますが、本町におきましては、従前から教育施設の整備、教育環境の整備につきましては、町行政の大きな課題の一つとして、新町まちづくり計画や佐用町総合計画に掲げ、計画的に実施をしていまいっております。公立学校施設の耐震性の強化は、既に 100 パーセントを達成しておりますし、校舎や体育館の改修や大規模改築につきましても来年度改修の南光小学校ではほぼ完了をする予定であります。

また、小学校の安全対策につきましても、規模適正化とあわせ、徒歩通学の基準を緩和し、スクールバスを運行させるなど地域や保護者の皆さんの協力を得ながら、より安全に登下校ができるよう推進しているところであります。

新教育基本法第 11 条にも規定されます幼児期の教育の充実につきましては、保育園児に対する幼児期の教育プログラムとして、佐用町つながりあうカリキュラムを昨年度策定し、年齢別保育体制を整備しつつ、教育委員会事務局の指導主事が、各保育園をカリキュラム実施のための巡回指導をいただいているところであります。

その他、学校給食施設の整備など、学校教育推進施策の充実を含め、計画に基づき着実に進めているところであります。

これら全ての予算措置につきましては、地教行法第 29 条に規定されるよう、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならないとあるように、一般行政との年次計画予算の調整を除き、教育委員会からの予算要求に対して、ほぼ毎年満額の予算措置をし、議会提出前に、先ほどの規定に基づき、しっかりと教育委員会との意見聴取をしているところで、今後におきましても、一般行政と教育行政の連携を図り、一層強化をし、それぞれの役割に応じ、その責務を果たしてまいりたいと考えております。

改めて、現在の民主主義国家の中で、町による一方的な教育の支配とか介入といったことは、あり得ないということを申し上げまして、この場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 昨年度の不登校の実態調査の公表について、具体的に欠席 30 日を超えた者ということで、平成 25 年度、中学校で 9 人というふうに人数が示されたんですけど、県下では、増えているということで、前年に比べてなんですけれども、佐用町の場合は、そういった県の動向と一緒になんです。ちょっと、その人数的に 24 年度が分からないので、お尋ねしたいんですけど。

[教育長 挙手]

議長（石黒永剛君） 勝山教育長。

教育長（勝山 剛君） お答えします。

ちょっと県の数字的なものを、今、手元に持っておりませんので、佐用郡の平成 10 年頃からの推移ですけれども、平成 10 年から 15 年までぐらいは二桁。15 件から 20 件ぐらいございました。

ちょっと学校が、子供たちが元気な時には、ちょっと増える傾向があったんですけども、ここ数年は、ほぼ一桁台になっていると理解しております。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 特に、新聞紙上では不登校の人数が増えたということで、どういう理由なのか苦慮しているというような報道が大きくなりましたので、そういう点では、佐用町の場合は、そういった実態とは違っているというご回答だというふうに理解いたしましたが、それでよろしいんですね。

[教育長 挙手]

議長（石黒永剛君） 勝山教育長。

教育長（勝山 剛君） 違うとは言えないと思うんです。

例えば、先ほど、答弁しましたように、突然明日から学校へ来れないと。で、2、3日続くと。どうしたんだろうと。電話で連絡をいただきますけれども、で、行く。会えない。で、3日ぐらい行っても会えない。で、後、連絡とっても、なかなか状況が分からないというのは、私は、経験しました。

それはですね、やっぱり家庭の状況もありましようし、病的なこと、いろんなことがあるんですけども、ちょうど中学校になりますと学習のこと、そして部活動のこと、いろんなその小学校から中学校は変化がございます。その中での子供たちの関係とか、そういうもの微妙なところがございますので、今まで本当に元気で出てきておった子供がですね、突如として長期欠席に入ってしまうと、こういう状況もございますので、また、いじめによってとか、こんなことがあってはならんのですけれども、先生の指導の状況によってとか、佐用町については、先生の指導によって学校を休みだしたとか、そういうことについては、私の耳には入って来ておりません。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） いじめの関係についても、幾つか再度質問したいんですけど、防止のための対策としては、先生などの研修の充実が必要だという指摘があるんですけど、学校のほうで、そういった関係について、独自の研修がされているかとも思うんですけども、実態としては、そういう教師の方の心のゆとりができるような、そういう研修が充実されているのでしょうか。ちょっと、お尋ねします。

[教育長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 最近の教職員研修というのは、聞くだけの研修ではなく、実際、カウ

ンセリングの先生と生徒役になったり、また、保護者と先生役になったり、そういう具体の研修、そういうものが非常に多くなっております。

と言いますのは、どうしても若い先生方は、突発的に、そういうものを経験しますので、なかなか即対応がしにくいと。ですから、架空の問題をつくりながら、そういう、こういう時にはどうしたらいいのかというようなことを、実施を交えた研修というものをしております。

佐用町では、以前から保幼小中高等学校の生徒指導連絡協議会を設置して、年に3回は協議会を持ったり、また、現場の先生を呼んだり、また、関係機関から講師を呼んだりして、いじめにかかわること、不登校にかかわること、生徒指導にかかわること。また、基本的な児童生徒にかかわる教師としての姿勢。そういうものもプログラムに組みながら研修をしておるところですし、各学校でも、なかなか普段の日は取れませんが、夏休みに集中してそういう校内研修、これも校内だけではなくって、外部講師を招いて実施しているところでもあります。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 再度ですけど、先日も議会の中で教育委員会の前年度の報告があったんですけど、報告書の中では、そういういじめの関係などは、特記されていなかったように思うんですけど、それは何か理由があるんですか。ちょっと、改めてお伺いします。

[教育長 挙手]

議長（石黒永剛君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） どこまで、その個人的な情報といいますか、記入していくか。これは非常に難しいことでございます。

ですから、いじめへの対応とか、また、先ほども申しました質問がございました教職員の研修とか、そういうものが、どのへんまでできているかという、ある程度の基準を持って評価していただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 報告書のことをお尋ねしたんは、その前年度、24 年度では記録いうのかね、そういう言葉、文言も出して表現があったので、そこらへんがないのは、大きく改善したというか、そういう理由があつてのことかなとは思ったんですけど、そういうことでもないんですか。

[教育長 挙手]

議長（石黒永剛君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 他意はございません。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、以上で終わります。

議長（石黒永剛君） これで、平岡きぬゑ君の発言は終わりました。  
お諮りします。あと 4 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。  
次の本会議は、明日、9 月 25 日、午前 10 時より再開します。  
本日は、これにて散会。御苦労様でした。

---

午後 0 4 時 2 3 分 散会